知財で未来を創造する:

he future is created with the literary property



国立大学法人香川大学 平成29年1月

平成27年度

活動構造書

## センター長挨拶

香川大学では地域に根ざした産学官連携活動を含む社会貢献活動を、教育および研究と並ぶ重要な使命と位置づけており、社会連携・知的財産センターはその活動の中核となっています。当センターは産学官連携から社会貢献まで幅広く活動しております。産学官連携における活動では、地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産をもとにした、新たな展開、新たなイノベーションの創出を目指しています。平成27年度における特許出願件数は27件、共同研究は166件であり、同研究の件数及び金額はこの4年間で順調に伸びています。当センターが積極的に関与して成立させた共同研究の数は64件です。また、社会貢献に属する活動では、産業振興には直接結びつきませんが、地域の行政機関などと連携して地域の問題を解決して地域に役立つことを目指しています。

このような活動をより推進するために、当センターでは従来から、1)顧客へのワンストップサービスの励行、2)顧客とのウイン・ウインの関係の構築、及び3)サービスイノベーションの持続的展開という三つの方針を掲げています。

- 1) 顧客へのワンストップサービスの励行では、当センターが共同研究や知的財産に関わる相談などを受け、情報提供からその後の手続きまでスムーズに進むように努めています。
- 2) ウイン・ウインの関係の構築では、研究成果や知的財産の取り扱いなどにおいて顧客と大学が互いに満足できるよう努めています。
- 3) サービスイノベーションの持続的展開では、顧客へのサービスにおいて 現状に甘んじることなく、サービスの内容を持続的に繰り返し点検、刷新して 向上させるよう努力しています。

また、当センターは「21世紀源内ものづくり塾」運営しています。「21世紀源内ものづくり塾」は香川のものづくり企業の活力を維持し持続的な発展を図るため、単に技術を理解し、修得するだけではなく、開発から経営までに携わる幅広い人材を育成しています。平成20年より微細構造デバイス統合研究センターが主体となって運営してきましたが、近年地域企業との連携対象が工学部だけでなく農学部、医学部に拡大してきたため、平成25年度より当センターが主体となって運営しています。

一方、平成25年度から『四国産学官連携イノベーション共同推進機構(略称SICO)』で、四国の他の国立大学(徳島大学・鳴門教育大学・愛媛大学・高知大学)と連携し、活動しています。従来、四国の国立大学は各々で産学官連携活動に取り組んできましたが、個々の大学では規模が小さいため活動の成果も限られていました。そこで、四国の国立大学が各大学の枠を超えて互いに手を携え産学官連携活動を行うためにSICOを発足しました。SICOは各大学の知財を相補的に活用してビジネスの種を生み出し、その結果として、さらなる大学の研究活動の活性化と地域社会の発展を目指しています。具体的には、各大学が保

有する知的財産の経済価値を高めるため、単独の大学では実施が困難である高度な知的財産の評価・実証活動を共同して実施しています。

さらに、技術移転活動の充実を図るため、技術移転の一端を担ってきた四国TLOを大きく変革しました。従来の四国TLOは四国電力株式会社のサポートの下、四国の四大学が支出する負担金などで運営してきました。平成27年度に四国TLOは四国電力から独立し活動拠点を当センター内に移しました。以降、四国TLOはSICOの直接の外部機関として、四国国立5大学と協力してアグレッシブに技術移転活動を行っています。新たな四国TLOアソシエイトは、香川大学のコーディネーターとして積極的に大学の研究室や地元企業を訪問し、活動しています。当センターの産学官連携活動と四国TLOの技術移転活動が両輪となって香川大学の産学官連携を強化していきます。

本報告書をご一読いただき、当センターのサービスイノベーションの持続的展開のため皆様の様々なご意見をいただければ幸甚です。

社会連携・知的財産センター長 合谷 祥一

### 社会連携・知的財産センターの概要

社会連携・知的財産センターは、地域開発共同研究センター(平成12年4月設置)と知的財産活用本部(平成16年4月設置)を統合し、平成20年4月に設置されました。主に民間企業等との共同研究及び技術交流を推進する社会連携推進業務、知的財産を核とした管理・活用及び産学官連携活動による地域への還元を行う知的財産管理業務、地域や学問分野を越えた組織横断型の大型研究プロジェクト企画から運営までを行う研究推進支援業務等の役割を担っています。

本学では当センターを地域と大学との円滑な連携、協働するための橋渡し役を果たす独立組織 として位置づけており、全学部の研究者を対象とした研究シーズと地域ニーズのマッチングを基 に研究成果を社会に浸透させ根付かせる活動を行っています。

さらに、大学を中心としたニーズオリエンテッドな研究テーマを事業化させ、産業の振興や雇用創出、人材育成等を含めた地域経済活性化の核を育てることによる知の還元に務めています。

特に近年では地域企業、自治体との連携や他地域、他大学との県域を越えての連携による新たなイノベーション創出に向けた産学官連携活動や人材育成等の取り組みを活発化させています。

また、研究戦略室との情報共有によるスムーズな学内組織間連携、技術移転機関である四国 TLO への業務委託の拡大や SICO による一部業務の一元化、法務支援、海外展開活動により、これまで以上に積極的で充実した研究成果の技術移転活動が出来る体制が整いました。



香川大学は地域に根差した活動を継続すると共に、これまでに無いダイナミックな活動と時代のニーズに応える取り組みを長期的視野に立って推進、持続させる取り組みを行っています。

将来に渡り、切れ間の無い連携関係を持続させるため、ワンストップでの窓口サービスとあらゆるニーズに対して対応出来る体制の構築の下に当センターは大学の顔として機能して参ります。

# 一 目 次 一

# 平成27年度

# 社会連携・知的財産センター活動報告

1.	学内シーズと学外ニーズのマッチング推進
	(1) 技術相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	(2) 学内研究シーズの発掘・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	(3)企業訪問による企業ニーズの調査・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	(4) 企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催・・・・・・・・・・・ 2
2.	研究関連情報の学外提供
	(1) 講演会・セミナーの開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	(2) 各種メディアによる広報活動・・・・・・・・・・・・・・ 3
	(3)展示会・イベント等の出展の支援・・・・・・・・・・・・・・ 4
	(4) 出前相談会の開催・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3.	技術交流グループの研究活動の支援
	(1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況・・・・・・・・ 6
	(2) 技術交流グループ活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4.	産学官連携による研究開発の支援
	(1) かがわ健康関連製品開発地域・・・・・・・・・・・・・・ 10
	(2) 21世紀源内ものづくり塾・・・・・・・・・・・・・・ 11
	(3) ナノテクプラットフォーム事業・・・・・・・・・・・・・・ 12
	(4) 四国産学官連携イノベーション共同推進機構・・・・・・・・・・・ 13
5.	外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進
	(1)各種公募事業等に係る申請書の作成支援・・・・・・・・・・・・ 14

(1) 共同研究費の受入状況・ 15 (2) 受託研究費の受入状況・ 15 (3) 部局別受入状況・ 16  7. 発明、特許出願状況等 (1) 発明作数、特許等出願作数・ 17 (2) 特許出願等の経費・ 18 (3) ライセンス契約、収入・ 19 (4) 大学単独所有の公開特許・ 20 (5) 大学所有の登録商標・ 32 (7) 大学所有の登録高値・ 32 (7) 大学所有の登録品値・ 32 (8) 大学所有の登録品値・ 32 (8) 大学所有の登録部に・ 33  8. 知的財産についてのQ&Aその他 (1) 発明相談から権利帰属までのフロー・ 34 (2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと・ 35 (3) 知的財産についてのQ&A・ 36 (4) MTA(Material Transfer Agreement(研究材料提供契約)) 37  9. 学術・教育活動・ 38  1 0. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への 参加状況・ 40  1 1. 会議・委員会 (1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況・ 42 (2) 知的財産帰属決定会議の開催状況・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・ 42 (4) 社会連携・知的財産センター会議委員・ 43	6.	共同研究・受託研究費等の受入状況	
(3) 部局別受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1) 共同研究費の受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	
7. 発明、特許出願状況等 (1) 発明件数、特許等出願件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2) 受託研究費の受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	,
(1) 発明件数、特許等出願件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3) 部局別受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	;
(1) 発明件数、特許等出願件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(2) 特許出願等の経費 18 (3) ライセンス契約、収入 19 (4) 大学単独所有の公開特許 20 (5) 大学所有の登録特許 22 (6) 大学所有の登録情標 32 (7) 大学所有の登録高標 32 (8) 大学所有の登録意匠 33 8. 知的財産についてのQ&Aその他 (1) 発明相談から権利帰属までのフロー 34 (2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと 35 (3) 知的財産についてのQ&A 36 (4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約)) 37 9. 学術・教育活動 38 1 O. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況 40 1 1. 会議・委員会 (1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況 42 (2) 知的財産帰属決定会議の開催状況 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況 42	7.	発明、特許出願状況等	
(3) ライセンス契約、収入・ 19 (4) 大学単独所有の公開特許・ 20 (5) 大学所有の登録特許・ 22 (6) 大学所有の登録情標・ 32 (7) 大学所有の登録品種・ 32 (8) 大学所有の登録意匠・ 33 8. 知的財産についてのQ&Aその他 (1) 発明相談から権利帰属までのフロー・ 34 (2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと・ 35 (3) 知的財産についてのQ&A・ 36 (4) MTA(Material Transfer Agreement(研究材料提供契約))・ 37 9. 学術・教育活動・ 38 1 O. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・ 40 1 1. 会議・委員会 (1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況・ 42 (2) 知的財産帰属決定会議の開催状況・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・ 42			
(4) 大学単独所有の公開特許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2) 特許出願等の経費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	}
(5) 大学所有の登録特許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3) ライセンス契約、収入・・・・・・・・・・・・・・・ 19	)
(6) 大学所有の登録商標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(4) 大学単独所有の公開特許・・・・・・・・・・・・・・ 20	)
(7) 大学所有の登録品種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(5) 大学所有の登録特許・・・・・・・・・・・・・・・・ 22	2
(8) 大学所有の登録意匠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(6) 大学所有の登録商標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	)
8. 知的財産についてのQ&Aその他 (1) 発明相談から権利帰属までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(7) 大学所有の登録品種・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	)
(1) 発明相談から権利帰属までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(8) 大学所有の登録意匠・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33	}
(1) 発明相談から権利帰属までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと・・・・・・35 (3) 知的財産についてのQ&A・・・・・・・・・36 (4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))・・・・37  9. 学術・教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38  10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8.	知的財産についてのQ&Aその他	
(3) 知的財産についてのQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1)発明相談から権利帰属までのフロー・・・・・・・・・・・・ 34	Į
(4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))・・・・37         9. 学術・教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38         10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと・・・・・・・ 35	5
9. 学術・教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3) 知的財産についてのQ&A・・・・・・・・・・・・・ 36	;
10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))・・・・・ 37	,
10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9.	学術・教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 38	3
参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
1 1. 会議・委員会  (1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0	. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への	
1 1. 会議・委員会  (1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<b>参加状泡</b>	)
<ul><li>(1)社会連携・知的財産センター会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・42</li><li>(2)知的財産帰属決定会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・42</li><li>(3)知的財産評価専門委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・42</li></ul>		<b>参加が</b> が	,
(2) 知的財産帰属決定会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・ 42	1 1	. 会議·委員会	
(2) 知的財産帰属決定会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・ 42 (3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・ 42		<ul><li>(1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	)
(3) 知的財産評価専門委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・ 42			
(1) 国内层1/9 APP 1/51 座 C / 互附及只			
(5) 知的財産帰属決定会議委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43			
(6)知的財産評価専門委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

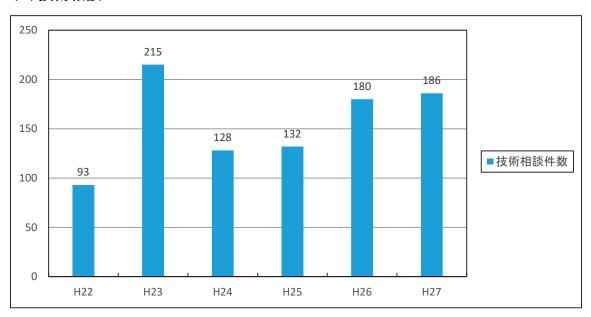
# 参 考 資 料 (平成29年1年1日現在)

(1)	社会連携・知的財産センタ	一組	.織[	図・	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
(2)	社会連携・知的財産センタ	ース	タ:	ッフ	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
(3)	社会連携・知的財産センタ	一規	程		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(4)	社会連携・知的財産センタ	一会	議規	見程	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
(5)	社会連携・知的財産センタ	一利	用約	細則	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
(6)	知的財産帰属決定会議規程		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(7)	知的財産評価専門委員会規	程•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
(8)	知的財産評価に関する取扱	要領	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
(9)	知的財産ポリシー・・・・		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
(10)	職務発明規程・・・・・・		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
(11)	知的財産の譲渡等の取扱い	に関	する	る細	則	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
(12)	研究成果有体物管理規程•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
(13)	香川大学共同研究取扱規程		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
(14)	香川大学受託研究取扱規程		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	85
(15)	利益相反について・・・・		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	94

社会連携・知的財産センター活動報告

# 1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

### (1)技術相談

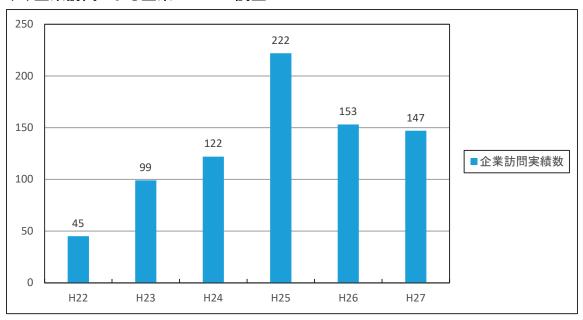


## (2)学内研究シーズの発掘

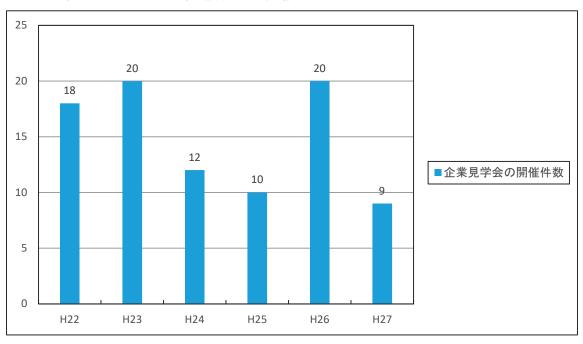
研究シーズ収集実績(平成27年4月~平成28年3月分)

部局等	件数
医学部(医学部付属病院を含む)	11
工学部	59
農学部	12
その他	9
合計	91

## (3)企業訪問による企業ニーズの調査



## (4)企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催



# 2 . 研究関連情報の学外提供

### (1)講演会・セミナーの開催

a. 社会連携・知的財産センターセミナー

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
第1回	平成 27 年 6 月 15 日	「大学研究者が知っておきた	辻丸国際特許事務所	36 人
	農学部キャンパス	い知的財産法	弁理士、香川大学客員教授	
	DS棟3階304講義室	~守らなければならない	辻丸 光一郎	
		ルールと知的財産~」		

#### b. 講演会・ワークショップ

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属
第1回	平成 27 年 11 月 27 日	「階段昇段可能な受動機構に	香川大学工学部 助教 井上 恒
	JST 東京本部別館ホール	よる大腿義足用膝継手」	

### (2)各種メディアによる広報活動

区 分	名 称	備考				
   百十四銀行関連	(財)百十四経済研究所	不定期で年間 12 件程度の研究シーズ掲載				
日下四級行為建	「調査月報」					
五人四组分則法	114ビジネス通信	左日1.44.0.TT.25.2、ブ担卦				
百十四銀行関連 	経営サポートニュース	毎月1件の研究シーズ掲載				
	香川ニュービジネスク					
香川銀行関連	ラブ事務局	毎月1件の研究シーズ掲載				
	「KNBC NEWS」					
ようよ、間害	びごラコ 禾川	社会連携・知的財産センターセミナー等の掲載				
セミナー関連	ビジネス香川	月刊誌(朝日新聞、日本経済新聞折り込み)				

## (3)展示会・イベント等の出展の支援

展示会・イベント名	出展年月	出展内容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
イノベーションジャパン 2015 (東京ビックサイト)	H27.8	機能性食品粉末の創製 (農学部 吉井英文先生)
香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・交流会 in 本郷 (医科器械会館)	H27.9	(a)無侵襲血糖値センサを目指す赤外分光イメージング (工学部 石丸伊知郎先生) (b)胃内圧力のモニタリング可能な内視鏡実装型超小型センサー (工学部 高尾英邦先生) (c)無動力で階段昇段できる高機能大腿義足 (工学部 井上恒先生)
アグリビジネス創出フェア 2015 (東京ビックサイト)	Н27.11	(a)小豆島の長命草 (工学部 東江栄先生) (b)R-1 ぶどうを活用したワイン (中国四国農林水産・食品先進技術研究会(略称: 中四国アグリテック)から出展支援) (工学部 望岡亮介先生)
四国地区五大学新技術説明会 (JST 東京本部別館)	H27.11	階段昇段可能な大腿義足の説明 (工学部 井上恒先生)
香川県 新技術・新工法展示商 談会 in マツダ (マツダ株式会社)	H28.2	(a) 加工・熱処理の組織制御による多機能型チタン合金の高度化 (工学部 松本洋明先生) (b) 先進配光制御システムの予防安全効果の検証 手法 (工学部 鈴木桂輔先生) (c)超軽量ポーラス金属の実用化へ向けた研究 (工学部 吉村英徳先生) (d)目視検査改善キャラバン (工学部 石井明先生)
第6回アグリフード EXPO 大阪 2016 (TC アジア太平洋トレードセン ター)	H28.2	廃棄物の活用についての事例、オリーブの搾油後 の残渣の利用 (農学部 田村啓敏先生)
ちゅうぎん6次産業化セミナー &交流会 (中国銀行本店)	H28.3	新規太陽電池、誘電体材料、機能性ナノ材料、電子デバイス、無機材料・物性 (工学部 馮旗先生)

## (4)出前相談会の開催

開催場所	開催回数	相談件数
丸亀商工会議所	1回	1回
高松商工会議所	4回	8回
合 計	5回	9回

## 3. 技術交流グループの研究活動の支援

#### (1)社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況

この制度は、社会連携・知的財産センターが実施する萌芽的研究助成制度への支援であり、企業と本学教員との共同研究を促進するために必要な予備的研究に対して助成し、共同研究の発展・活性化に寄与することを目的とするものです。技術や資金が不足し研究に着手するのを戸惑っている案件があれば、この制度の活用を検討してください。この制度により、大学教員との共同研究の可能性を事前に調べた上で本格的共同研究をすすめることができます。

具体的には、下記のような内容です。

・経 費:1件あたり最高30万円

・募集対象:①企業と本学教員との交流活動から生じたものであって、本学コーディネー ターが関与した案件であること

> ②また、次のア〜ウのいずれかを満たす応募課題であること。 但し、すでに公的助成を受け、他機関と共同研究を実施又は内定している応募課題は除く。

#### (審査基準)

- ア 将来通常の共同研究へ発展する可能性のある応募課題
- イ 新たに民間企業等と連携が図られる萌芽的な応募課題

なお、平成27年度は、工学部2件、農学部2件の合計4件を採択して、それぞれの教員と企業とで萌芽的共同研究が推進されました。

#### (2)技術交流グループ活動状況

技術交流グループ研究会 活動状況

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
6月2日	PM 技術交流グループ	冨永 章 氏をお招きし、ご講演いただいた。 最近のPMメンタリング活動でよくある質問は、「目的と目標には違いがありますか?分けて考える意味は何ですか?」など、どれも身近で大事なものである。 参加者と双方向での検討と説明をしていただいた。 講演後質疑応答が行われた。	26名

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
6月12日	産業廃棄物リサイ クル研究会	東日本大震災以降、被災地域の迅速な復興のためには、 災害廃棄物の処理を早急に行うことが重要であると再認 識された。このため、南海トラフ等の巨大地震発生に備 え、災害廃棄物処理計画を策定又は改定する自治体が増 えている。これらを策定する上で、東日本大震災での処 理実績の知見は重要である。岩手県、宮城県を中心に災 害廃棄物および津波堆積物の処理と活用の実際を問題点 や課題点も含め、現場の視線で紹介いただいた。 (応用地質株式会社地球環境事業部・事業部長 岩下 信一氏)	35名
7月12日	バイオマテリアル 工学技術交流グル ープ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化 粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イ ソリクイリチゲニン) について、4 月に飛散した PM2.5 の 話題に触れ、アトピーと接触性のアレルギーの違いにつ いて実演を交えながらご説明いただいた。	19名
8月3日	PM 技術交流グループ	PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。 民間事業者の資金調達力、企画力、開発力、技術力などの創意工夫を活用する PFI 事業に西尾市独自の新しい官民連携手法であるサービスプロバイダ方式を導入することにより、従来型の PFI から地域に 根ざした PFI へと脱却を図り、質の高い公共サービスの提供が期待できるワクワクする公共空間の形成を図っていくことを目的としています。加えて、民間事業者の創意工夫の発揮が実現しやすくなる PFI 事業本来の「性能発注」を目指しています。	25名
8月22日	バイオマテリアル 工学技術交流グル ープ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について、4月に飛散した PM2.5の話題に触れ、アトピーと接触性のアレルギーの違いについて実演を交えながらご説明いただいた。	13名
11月18日	コンクリート構造 物の耐久性評価技 術交流グループ	鎌田 敏郎 氏(大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻)をお招きし、コンクリートを対象とした非破壊検査の上手い使い方について~叩いて診る方法(弾性波法)を中心として~と題してご講演いただいた。弾性波を用いた非破壊検査方法の中でも、対象構造物の表面を叩くことにより弾性波を入力する手法を中心として、手法の原理、構造物への適用における工夫や課題について紹介、今後の展望について述べていただいた。	27名
12月22日	光計測技術交流グ ループ	香川 景一郎 氏 (静岡大学 電子工学研究所 工学研究 科電気電子工学専攻)をお招きし、「高感度 CMOS イメー ジセンサとその応用」についてお話いただいた。 イメージセンサで生じるノイズの原因について基礎的な 事項を説明した後、ノイズ低減方法とイメージセンサの 仕組みを関連技術と比較しながら解説いただいた。	31名
1月21日	PM 技術交流がループ	「出版社の秘密」と題して竹林 卓氏(株式会社リテラクラフト代表取締役社長)にご講演いただいた。新潮社の編集者として、雑誌のテーマはどのようにして決まるのか、部外者では窺い知ることのできない世界を、プロジェクトマネジメントの骨子にできるだけ沿ってご講演いただいた。	18名
1月22日	光計測技術交流グ ループ	濵口 宏夫 氏(台湾国立交通大学 理学院講座 教授)をお招きし、「ラマン分光が拓く未来科学技術」と題してご講演いただいた。ラマン分光の基礎、実際、応用について解説した後、「ラマン分光で何がどこまでわかるか」について、ご講演いただいた。	61名

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
1月29日	低温乾燥農産食品 研究会	「『食の力』の解明を目指して」と題して内田 浩二 氏 (名古屋大学大学院 生命農学研究科 教授)にご講演 いただいた。不明な点の多い抗酸化剤の機能の一つとし て、自然治癒力である「自然免疫」との関連性について 興味深い知見を紹介していただいた。	31名
2月10日	地域戦略プラット フォーム研究会	野田 五十樹 氏 (国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター総括研究主幹)をお招きし、「シミュレーションとセンシングによる都市サービス設計支援」についてご講演いただいた。本講演では、特に新型公共交通サービス設計やイベントでの人流誘導の支援を 題材に、技術と事例を解説いただいた。	15名
2月26日	海域環境保全技術 交流グループ	高木 儀昌 氏 (独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究所生産システム開発 G 長) をお招きし、「高層 魚礁開発の流れと魚類増殖における人工構造物の役割」 についてお話いただいた。	14名
3月3日	PM 技術交流グハープ	「翻訳の秘密」と題して、竹林 卓 氏 (株式会社リテラクラフト代表取締役社長) にお話いただいた。 翻訳の技術論、日本語と外国語の比較、自動翻訳の可能性と限界などについてご講演いただいた。	15名
3月17日	バイオマテリアル 工学技術交流グル ープ	坂本 真由美 氏からはリンパの流れについて頭皮と顔の皮膚が繋がっていることを説明され、実際に自分の顔を鏡で見ながら、実践的なケアについてお話いただいた。掛川 寿夫 氏からはアンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について、アトピーと接触性のアレルギーの違いについて実演を交えながらご説明いただいた。	15名
3月31日	海域環境保全技術交流グループ	青木 響子 氏 ((株)サンクス)をお招きし、多孔質体を 用いた水産資源生産力向上技術と題しお話いただいた。 多孔質な構造を有する増殖基質を人工魚礁に適用し、実 海域における放流稚魚の保護・育成および藻場造成機能 を評価した事例を紹介していただいた。	10名
		平成 27 年度総出席者数	355名

### 技術交流グループによる共催活動

平成 27 年 6 月 2 日	PM学会四国支部研究会
平成 27 年 8 月 3 日	PM学会四国支部研究会
平成 28 年 1 月 29 日	PM学会四国支部研究会
平成 28 年 3 月 3 日	PM学会四国支部年次研究大会

## 技術交流グループによる後援活動

平成 27 年 6 月 15 日	平成27年度第1回社会連携・知的財産センターセミナー 辻丸 光一郎 氏(辻丸国際特許事務所弁理士、香川大学客員教授)( 「大学研究者が知っておきたい知的財産法 ~守らなければならないルールと知的財産~」	に
------------------	--	---



プロジェクトマネジメント技術交流グループの様子



光学計測技術交流グループの様子

### 4. 産学官連携による研究開発の支援

#### (1)かがわ健康関連製品開発地域

香川大学は平成23年度より平成32年度までの10年計画として香川県、かがわ産業支援財団、香川大学など産学官15機関が策定した「かがわ健康関連製品開発地域構想」(以降、「地域構想」)に参画しています。「地域構想」は、香川県地域で取り組んできた基盤技術を活用して、健康関連分野での市場ニーズに応じた製品を開発し、新たな産業創出を目指しています。

当センターは香川大学の研究成果が「地域構想」に貢献できるよう産学官連携の窓口を担っております。前期(平成 23 年度より平成 27 年度まで)において、文部科学省地域イノベーション戦略支援プログラムによる事業化支援事業により、香川県内で取り組んできた健康関連の研究開発の成果や地域のリソースを効果的に活用し、成長市場である健康関連分野での事業化に向けて研究開発を産学連携で行いました。その結果、赤外分光イメージング技術、高機能大腿義足、微細構造デバイス(MEMS)技術を応用した医療機器、食による健康を目指した製品等の研究開発が進展して、一部では研究成果を基に製品化され事業化の芽が出てきています。

また、人材育成(21世紀源内ものづくり塾)、研究機器の共用(科学技術振興機構地域産学官

共同研究拠点整備事業)と 連携しております。

後期(平成28年度より平成32年度まで)では、産学官連携、地域連携を深めるとともに、香川大学内での医工連携活動を推進させて、健康関連分野での産業振興に貢献することを目指していきます。



図.「かがわ健康関連製品開発地域」体制図

#### 【研究開発事例①】赤外分光イメージング技術の研究開発

赤外分光イメージング(結像型2次元フーリエ分光法)は、物体光間に位相シフト干渉を生じさせて得られるインターフェログラムをフーリエ変換することにより2次元で分光特性を測定できます。この手法を用いれば、装置(デバイス)を小型・軽量化できるので、可搬性に優れ計測時の振動の影響を抑制できます。現在、高感度測定を可能とする「2次元計測タイプ」と高速測定を可能とする「ワンショットライン計測タイプ」について、県内企業のアオイ電子株式会社と共同研究開発しています。



図. "手のひら"サイズ装置 (2次元計測タイプ)

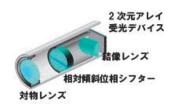


図. ワンショットライン計測 タイプの構成



図. 小型プロトタイプ装置 (ワンショットライン計測タイプ)

#### 【研究開発事例②】階段昇降可能な義足の研究開発

「階段昇降可能な義足」は独自のバイオメカニクスに基づいた膝継手機構を用いています。この機構は自重を活用して無動力(モーター不要)なので安価な義足での階段昇降を可能にします。動作メカニズムは、①通常は自由に屈曲・伸展が可能、②屈曲防止機構により過度な屈曲を防止。③義足に体重を掛けると膝継手内に並進変位、④屈曲防止機構が伸展の力を発揮、によるものです。現在、アジア・アフリカの発展途上国市場を視野に入れて、立命館大学と共同研究開発しています。

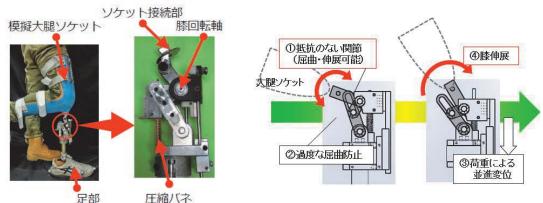


図. 義足(左)と膝継手機構(右)

図. 膝継手機構の動作メカニズム

#### (2)21世紀源内ものづくり塾

本事業は香川のものづくり企業の活力を維持し、持続的な発展を図るため、単に技術がわかるだけでなく、マーケティングやビジネスプラン等経営マネジメントも養成する実践的なプログラムにより、次代の経営を担う人材、イノベーションの原動力となる人材、製品の企画・開発をリードする人材、ベンチャーを指向する人材等を育成することを目的としています。

具体的な取組みとして「座学」では、約半年にわたり工学や生命科学と言った先端分野について技術の使われ方やシステム化の手法等について幅広く理解を深め、次の「課題研究」では約 1 年半の間に塾生が自ら抱えている業務上の身近な問題や会社の長年の懸案事項等をテーマに設定し、これを指導教員の指導を定期的に受けながら解決を目指して取り組み、問題解決能力やコミュニケーション能力を養います。

さらに、MOT (技術経営)では、経営がわかる技術者を目指し、個別指導の機会を十分にとり ビジネスマインドを磨きます。また健康関連製品の開発を目指す塾生には医用機器開発に求めら れる品質安全、最先端の医療機器開発の技術やビジネス、薬事法等の知識についたプログラムを 新たに用意しました。

この活動は文部科学省地域再生人材創出拠点事業を基に、現在は香川県が平成 25 年度に策定した「香川県産業成長戦略」の産業人材の育成事業の一環として実施しており、育成システムの運営を香川大学が行い、徳島文理大学(香川校)、香川高等専門学校など連携する大学や高等専門学校と相互に調整・協力しながら実施しています。

## 香川大学における社会人人材育成「21世紀源内ものづくり塾」



### (3)ナノテクプラットフォーム事業

「ナノテクノロジープラットフォーム事業」は、ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備 とその活用のノウハウを有する機関が緊密に連携し、全国的な設備の共用体制と共同構築を目指 す事業です。

本事業を通じ、産学官の多様な利用者による設備の共同利用を促進し、産業界や研究現場が有する技術的課題の解決へのアプローチを提供するとともに産学官連携や異分野融合を推進します。 香川大学ではナノ・マイクロデバイスの研究開発と様々な分野への応用に注力しており、国際競争力を持つ基礎研究プロジェクト、四国地方の企業を中心とした共同研究・地域人材育成事業などを実施し、学会発表による各種表彰から製品実用化までの広範囲の成果に結びついています。また地域イノベーション事業との連携により高度な共同研究へと発展しています。



電子線描画装置(エリオニクス社製 ELS-7500EX)



クリーンルーム:クラス1000、70m <sup>2</sup>

#### (4)四国産学官連携イノベーション共同推進機構

平成 25 年度より文部科学省の国立大学改革強化推進事業の1つとして『四国産学官連携イノベーション共同推進機構(略称:SICO)』が発足しました。

四国の国立大学、徳島大学・鳴門教育大学・香川大学・愛媛大学・高知大学にサテライトオフィスを設置し、各大学が保有する高度な "知財" や "技術"を用いての四国地区の国立 5 大学が個々の枠を超えて産学官連携活動を行うことで、さらなるビジネスの種を生み出し、新たな技術や研究成果を欲している企業と大学を繋ぎ、新事業を創出することで大学の知財を活用し、研究活動の活性化と地域社会の発展を目指しています。

これにより技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制が構築され、これまで単独の大学では実施が困難であった海外展開活動や、より高度な知的財産の評価・実証活動(Proof Of Concept 等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施します。

SICO 発足後、各大学でのライセンス収益の増加、大型の外部資金獲得、企業との共同研究数の増加等の成果も出ており、今後ますます地域と共に発展していくことを期待しています。



#### サテライトオフィス



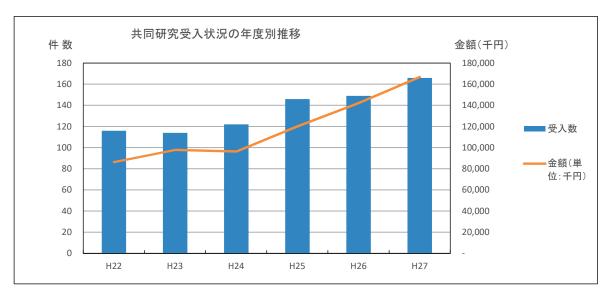
# 5. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

## (1)各種公募事業等に係る申請書の作成支援

事 業 名	配分機関	採択件数
研究成果展開事業 (マッチングプランナープログラム)	科学技術振興機構	1
都市再生研究助成事業	(一財)民間都市開発推進機構	0
自転車等機械工業振興事業に関する補助事業	(公財)JKA	1
中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業	新エネルギー・産業技術総合 開発機構	1
かがわ中小企業応援ファンド事業	(公財)かがわ産業支援財団	0
岸本基金研究助成	(公財)千里ライフサイエンス 振興財団	0
戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	総務省	0
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 実用技術開発ステージ(現場ニーズ対応型)	農林水産省	0
革新的技術開発・緊急展開事業 地域戦略プロジェクト(実証研究型)	農業·食品産業技術総合研究 機構	0
安全保障技術研究推進制度	防衛省	0
学内申請 平成27年度新領域・組織連携研究	香川大学	1

## 6. 共同研究・受託研究等の受入状況

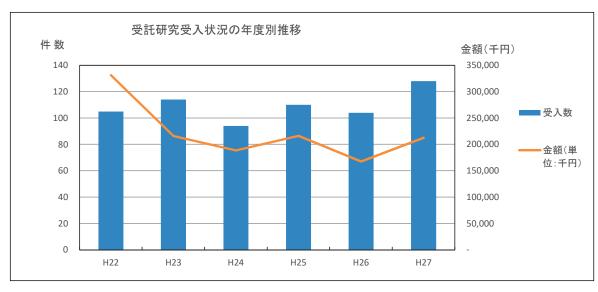
#### (1)共同研究の受入状況



	H22	H23	H24	H25	H26	H27
受入数	116	114	122	146	149	166
金額(単位:千円)	86,234	97,765	96,353	120,048	142,236	166,955

※平成27年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(64件)

#### (2)受託研究の受入状況

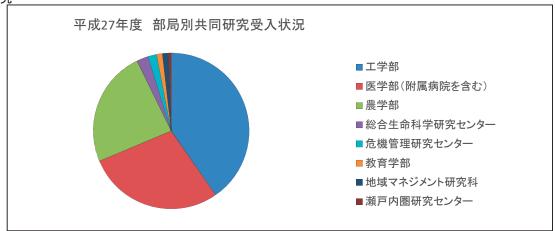


	H22	H23	H24	H25	H26	H27
受入数	105	114	94	110	104	128
金額(単位:千円)	331.193	215.884	188.520	216.238	167.801	212.699

※平成27年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(10件)

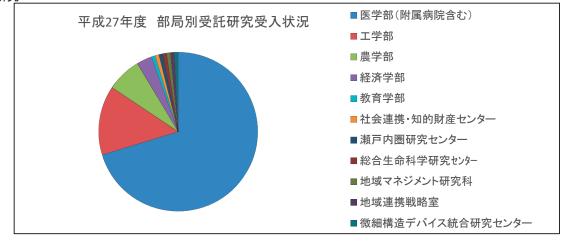
#### (3)部局別受入状況

共同研究



学部等	件数
工学部	67
医学部(附属病院を含む)	47
農学部	40
総合生命科学研究センター	4
危機管理研究センター	3
教育学部	2
地域マネジメント研究科	2
瀬戸内圏研究センター	1
言十	166

#### 受託研究

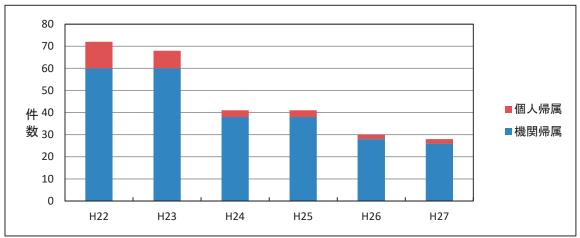


学部等	件数
医学部(附属病院含む)	90
工学部	18
農学部	9
経済学部	4
教育学部	1
社会連携・知的財産センター	1
瀬戸内圏研究センター	1
総合生命科学研究センター	1
地域マネジメント研究科	1
地域連携戦略室	1
微細構造デバイス統合研究センター	1
計	128

# 7. 発明、特許出願状況等

# (1)発明件数、特許等出願件数

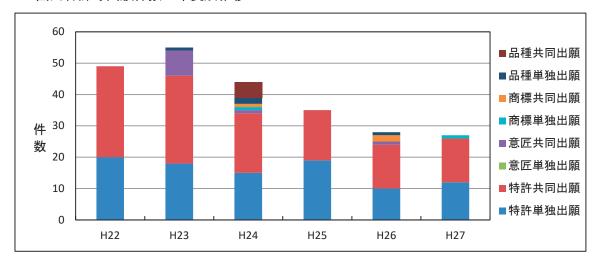
#### a. 発明届出件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
機関帰属	60	60	38	38	28	26	250
個人帰属	12	8	3	3	2	2	30
合計	72	68	41	41	30	28	280

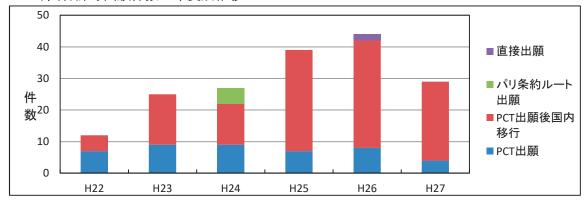
\*機関帰属(大学が権利を承継)、個人帰属(大学が権利を非承継)

#### b. 国内特許等出願件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
特許単独出願	20	18	15	19	10	12	94
特許共同出願	29	28	19	16	14	14	120
意匠単独出願							0
意匠共同出願		8	1		1		10
商標単独出願			1			1	2
商標共同出願			1		2		3
品種単独出願		1	2		1		4
品種共同出願			5				5
合計	49	55	44	35	28	27	238

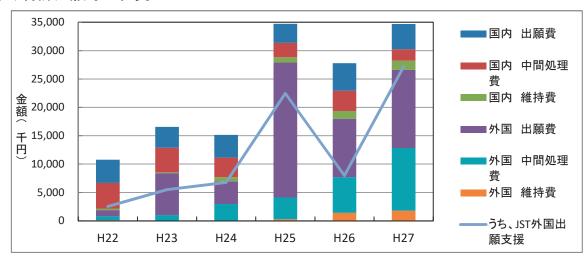
#### c. 外国特許等出願件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
PCT 出願	7	9	9	7	8	4	44
PCT 出願後国内移行	5	16	13	32	34	25	125
パリ条約ルート出願			5				5
直接出願					2		2
合計	12	25	27	39	44	29	176

<sup>\*</sup> P C T 出願後国内移行は、日本国内移行も含む。

## (2)特許出願等の経費



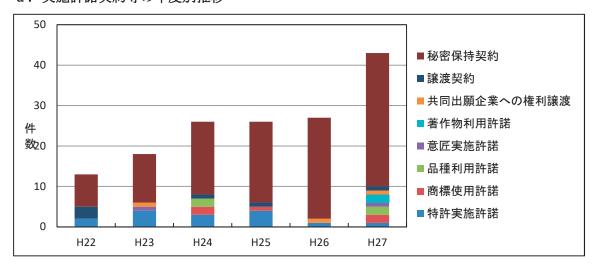
	区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計(千円)
	出願費	4,095	3,678	3,998	3,332	4,858	4,468	24,429
国内	中間処理費	4,507	4,352	3,437	2,547	3,574	1,995	20,412
	維持費	295	119	741	923	1,352	1,646	5,076
	出願費	1,090	7,415	4,009	23,787	10,299	13,768	60,368
外国	中間処理費	663	992	2,956	3,853	6,279	11,028	25,771
	維持費	117	7	0	272	1,417	1,802	3,615
	合計	10,767	16,563	15,141	34,714	27,779	34,707	139,671

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計(千円)
うち、JST 外国出願	2,545	5,485	6,762	22,459	7,983	27,155	72,389
支援							

<sup>\*</sup>直接出願は、米国仮出願も含む。

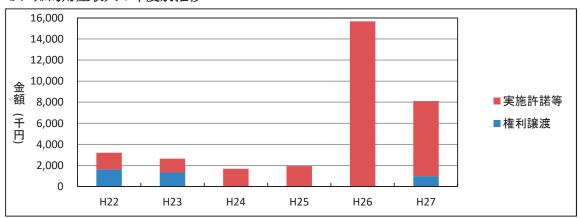
### (3)ライセンス契約、収入

#### a. 実施許諾契約等の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
特許実施許諾	2	4	3	4	1	1	15
商標使用許諾	0	0	2	1	0	2	5
品種利用許諾	0	0	2	0	0	2	4
意匠実施許諾	0	1	0	0	0	1	2
著作物利用許諾	0	0	0	0	0	2	2
共同出願企業への権利譲渡	0	1	0	0	1	1	3
譲渡契約	3	0	1	1	0	1	6
秘密保持契約	8	12	18	20	25	33	116
合計	13	18	26	26	27	43	153

#### b. 知的財産収入の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計(千円)
権利譲渡	1,638	1,342	0	0	0	999	3,979
実施許諾等	1,565	1,301	1,696	1,944	15,679	7,107	29,292
合計	3,203	2,643	1,696	1,944	15,679	8,106	33,271

## (4)大学単独所有の公開特許

NO.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
1	740	特開 2016-039848	H28.3.24	蒸気布、その製法、その使用法および蒸気布セット
2	727	特開 2015-223128	H27.12.14	固有結合組織作製用容器、固有結合組織作製用キットおよび 固有結合組織の再建方法
3	717	特開 2015-185761	H27.10.22	光マルチキャリア発生器
4	705	特開 2015-150154	H27.8.24	内視鏡フード、内視鏡、内視鏡用圧力センサおよび組織サイ ズ測定方法
5	711	特開 2015-145810	H27.8.13	植物水分動態センサ
6	745	特開 2015-109830	H27.6.18	y ーグルタミルシクロトランスフェラーゼ、y ーグルタミルシクロトランスフェラーゼ遺伝子、y ーグルタミルシクロトランスフェラーゼの製造方法およびその用途
7	706	特開 2015-099105	H27.5.28	放射性物質を含む土壌の除染装置、および除染方法
8	703	特開 2015-080790	H27.4.27	中空金属球群、その製造方法および衝撃吸収用構造材
9	697	特開 2015-071506	H27.4.16	ニオブ酸系強誘電体の配向性薄膜とその作製方法
10	684	特開 2015-033349	H27.2.19	キノコ栽培キットおよびキノコ栽培方法
11	691	特開 2015-031549	H27.2.16	細胞空間分画装置および微細構造刃
12	730	特開 2014-240957	H26.12.25	プラズモン導波路素子、およびその作成方法
13	689	特開 2014-230659	H26.12.11	スネア
14	675	特開 2014-211407	H26.11.13	植物水分動態センサ
15	704	特開 2014-094273	H26.5.22	内視鏡フード、内視鏡、内視鏡用圧力センサおよび組織サイ ズ測定方法
16	658	特開 2014-019238	H26.2.3	人工衛星
17	618	特開 2013-244192	H25.12.9	領域確保用器具
18	589	特開 2013-212260	H25.10.17	膝継手
19	635	特開 2013-183896	H25.9.19	膝継手
20	637	特開 2013-183895	H25.9.19	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
21	644	特開 2013-178418	H25.9.9	MEMS光学部品
22	640	特開 2013-177348	H25.9.9	TPRモチーフタンパク質の機能の調節方法、TPRモチーフタンパク質の機能調節物質のスクリーニング方法、および機能調節物質

NO.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
23	645	特開 2013-170896	H25.9.2	触覚センサ
24	674	特開 2013-147639	H25.8.1	糖ペプチドの製造方法、糖アミノ酸の製造方法および糖タンパク質の製造方法
25	590	特開 2013-112999	H25.6.10	スラブにおける開口補強構造
26	656	特開 2013-064123	H25.4.11	ジャトロファ抽出物、抗酸化剤および抗酸化剤の製造方法
27	654	特開 2012-229204	H24.11.22	抗アレルギー剤
28	550	特開 2012-181060	H24.9.20	分光特性測定装置及びその校正方法
29	472	特開 2010-280147	H22.12.16	撥水撥油防汚性透明部材及びその製造方法並びにそれらを 用いた物品
30	306	特開 2008-302564	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜 を用いた表示装置
31	JP782	再表 2013/115378	H27.5.11	ルテニウム触媒の製造方法及びルテニウム触媒を用いたアル キン基又はアルケニル基置換化合物の製造方法

注)みなし取り下げ、拒絶査定が確定したもの等を除く ※H28年3月31日現在において公開中のもの

## (5)大学所有の登録特許

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
1	JP671	特許第 5888761 号	H28.2.26	ガレクチン9の改変タンパク質
2	JP666- 2	特許第 5881051 号	H28.2.12	分光特性測定装置
3	JP626	特許第 5765693 号	H27.6.26	分光特性測定装置
4	JP664	特許第 5690986 号	H27.2.13	害虫集積装置および害虫集積方法
5	JP665	特許第 5828440 号	H27.10.30	微小粒子測定装置
6	726	特許第 5515069 号	H26.9.12	天井補強具
7	JP666-	特許第 5881052 号	H28.2.12	分光特性測定装置
8	649-2	特許第 5869644 号	H28.1.15	金属の腐食阻害方法
9	714	特許第 5605927 号	H26.9.5	抗シワ用、コラーゲン収縮用、ヒアルロン酸増加用、細胞増殖用 の美顔器・美容器
10	JP268- 2	特許第 5821066 号	H27.10.16	コラーゲン結合領域と副甲状腺ホルモンとの融合タンパク
11	489-2	特許第 5709148 号	H27.3.13	色素化合物及びその製造方法、並びに着色料
12	653	特許第 5118777 号	H24.10.26	末梢神経検査装置
13	647	特許第 5843668 号	H27.11.27	センサ用光ファイバおよび電力装置監視システム
14	634	特許第 5660545 号	H26.12.12	光学式ガスセンサ
15	628	特許第 5826645 号	H27.10.23	温度センサ用光ファイバおよび電力装置監視システム
16	605	特許第 5684086 号	H27.1.23	物理量計測システム
17	619	特許第 5800297 号	H27.9.4	食品害虫の防除剤および食品における食品害虫を防除する方法
18	622	特許第 5751515 号	H27.5.29	内視鏡用挿入補助器具
19	584	特許第 5801622 号	H27.9.4	板状チタン酸化合物およびその製造方法
20	525-a	特許第 5660500 号	H26.12.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
21	519-b	特許第 5804548 号	H27.9.11	超撥水撥油防汚性透光性フィルムとその製造方法ならびにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器、および表示装置
22	582	特許第 5719644 号	H27.3.27	植物の細菌病害防除剤および細菌病害防除方法

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
23	583	特許第 5719643 号	H27.3.27	植物の菌類病害防除剤および菌類病害防除方法
24	550	特許第 5648961 号	H26.11.21	分光特性測定装置及びその校正方法
25	578	特許第 5777046 号	H27.7.17	果菜類水分ストレスの調節剤組成物および調節方法
26	570	特許第 5787340 号	H27.8.7	破骨細胞分化抑制組成物
27	556	特許第 5754045 号	H27.6.5	機能性多孔質体
28	557	特許第 5704558 号	H27.3.6	人工魚礁
29	527	特許第 5699392 号	H27.2.27	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
30	534	特許第 5317298 号	H25.7.19	分光計測装置及び分光計測方法
31	537	特許第 5636227 号	H26.10.24	地盤立体表示システム
32	510	特許第 5709157 号	H27.3.13	糖鎖の製造方法
33	530	特許第 5532324 号	H26.5.9	送信装置、受信装置、送信方法、受信方法およびプログラム
34	523	特許第 5649358 号	H26.11.21	血管内皮細胞の管腔形成抑制剤
35	294-2	特許第 5137270 号	H24.11.22	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
36	391-2	特許第 5261553 号	H25.5.2	半導体装置およびその製造方法
37	520	特許第 5569682 号	H26.7.4	石炭灰を原料とする魚礁・藻礁ブロックおよび魚礁・藻礁の形成 方法
38	511	特許第 5733695 号	H27.4.24	新規化合物及び植物成長調節剤
39	494	特許第 5569928 号	H26.7.4	アルドースまたはその誘導体のシッフ塩基の製造方法、および アルドースまたはその誘導体の製造方法
40	499	特許第 4505610 号	H22.5.14	ガーゼ保持具
41	497	特許第 5540350 号	H26.5.16	ポリフェノールを高濃度に含有する、渋み・苦味をマスキングし たオリーブ葉エキスの製造法
42	496	特許第 5581472 号	H26.7.25	結晶粒子形状を制御したチタン酸バリウムの製造方法
43	482	特許第 5331601 号	H25.8.2	光学的計測装置
44	473	特許第 5564658 号	H26.6.27	表示装置用透光性部材とその製造方法並びにそれらを用いた 表示装置及び物品
45	436	特許第 5641498 号	H26.11.7	撥水撥油性透明部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
46	507	特許第 4779084 号	H23.7.15	マイクロニードルおよびその製造方法と金型
47	435	特許第 5688649 号	H27.2.6	撥水撥油性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
48	447	特許第 5337971 号	H25.8.16	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用い た製品
49	448	特許第 5572803 号	H26.7.11	撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガ ラス窓、太陽エネルギー利用装置及び光学機器
50	475	特許第 5618119 号	H26.9.26	テラヘルツ光検出素子および光学設備
51	445	特許第 5403660 号	H25.11.8	高強度鋼板およびその製造方法
52	469	特許第 4932865 号	H24.2.24	イソリクイリチゲニンの持続可能な可溶化および均一分散化
53	474	特許第 5267940 号	H25.5.17	板状チタン酸カリウムリチウムの製造方法
54	713	特許第 5599570 号	H26.8.22	不均一系触媒を用いたアリール誘導体の製造方法
55	468	特許第 5360549 号	H25.9.13	色素増感型太陽電池およびそれに用いる二酸化チタンナノ粒 子の製法
56	433	特許第 5458272 号	H26.1.24	可視光域で透明な表示装置用防汚性フェースプレートとその製造方法及びそれらを用いた表示装置及び物品
57	432	特許第 5453591 号	H26.1.17	撥水撥油防汚性部材とその製造方法及びそれを用いた物品
58	549	特許第 5441396 号	H25.12.27	内視鏡用縫合装置及び内視鏡用縫合装置を用いて行う胃壁切 開部縫合方法
59	466	特許第 5463559 号	H26.1.31	カビの生理活性調整剤およびその利用方法
60	489	特許第 5487795 号	H26.3.7	色素化合物及びその製造方法、並びに着色料
61	422	特許第 5315549 号	H25.7.19	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用い た製品
62	451	特許第 5218974 号	H25.3.15	光偏向ミラー、光偏向ミラーの製法および光偏向器
63	JP42-2	特許第 5330976 号	H25.8.2	D-アロースの生理活性作用の利用への使用
64	JP401- 2	特許第 5099378 号	H24.10.5	養殖魚類腸管絨毛増殖促進体重増加剤と養殖魚類体重増加 飼料
65	419	特許第 5366474 号	H25.9.20	D-アロースを有効成分とする植物のジベレリンシグナル経路 抑制剤およびその利用
66	391	特許第 4881351 号	H23.12.9	半導体装置およびその製造方法
67	387	特許第 4742375 号	H23.5.20	衝撃吸収用の鈴形中空金属球、その製造方法および衝撃吸収 用構造材
68	400	特許第 5190940 号	H25.2.8	抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
69	416	特許第 5322206 号	H25.7.26	3次元形状の計測方法および装置

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
70	388	特許第 4359702 号	H21.8.21	中空構造体およびその製造方法
71	402	特許第 5356704 号	H25.9.6	希少糖を含む二糖類の生産方法
72	398	特許第 5344211 号	H25.8.23	肝癌マーカー
73	395	特許第 5515057 号	H26.4.11	コラーゲン分解酵素を産生する低温細菌、コラーゲン分解酵素、その製造方法、およびその酵素を用いた軟化食肉の製造方法
74	476	特許第 5465442 号	H26.1.31	光学的計測装置
75	392	特許第 4936559 号	H24.3.2	ヒ素除去剤
76	573	特許第 5661984 号	H26.12.12	直鎖状化合物伸長用基板および方法
77	321	特許第 5326086 号	H25.8.2	太陽エネルギー利用装置及びその製造方法
78	362-b	特許第 4758405 号	H23.6.10	センサ素子および物理センサ装置
79	399	特許第 5527570 号	H26.4.25	テラヘルツ光源
80	362-a	特許第 5193541 号	H25.2.8	角速度検出装置
81	358	特許第 4858914 号	H23.11.11	射出装置
82	369	特許第 5077747 号	H24.9.7	磁性流体とその製造方法並びに磁性流体を用いた磁性流体軸 受装置及び磁気シール装置
83	367	特許第 5222505 号	H25.3.15	微小物体の光学的計測装置
84	103-2	特許第 4712857 号	H23.4.1	傾斜構造体の製造方法、レンズ金型の製造方法およびレンズ の製造方法
85	312	特許第 4982640 号	H24.5.11	配線及びその製造方法並びに配線を用いた電子部品及び電 子機器
86	313	特許第 5002799 号	H24.6.1	電極及びその製造方法、リード配線及びその接続方法、並びに それらを用いた電子部品及び電子機器
87	311	特許第 5082057 号	H24.9.14	導電性ペーストとその製造方法、配線とその製造方法、並びに それらを用いた電子部品及び電子機器
88	361	特許第 5078004 号	H24.9.7	分光計測装置及び分光計測方法
89	360	特許第 5120873 号	H24.11.2	分光計測装置及び分光計測方法
90	306	特許第 5594806 号	H26.8.15	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜を 用いた表示装置
91	319	特許第 5572802 号	H26.7.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及 び光学部品

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
92	310	特許第 5315547 号	H25.7.19	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及 び光学部品
93	317	特許第 5526331 号	H26.4.25	反射防止膜およびその製造方法。
94	318	特許第 5343226 号	H25.8.23	撥水性ガラス板、それを用いた乗り物および建築物の窓ガラス、 ならびに撥水性ガラス板の製造方法
95	352	特許第 4395572 号	H21.10.30	形状記憶合金の機械振動を情報伝達手段とする触覚による情報伝達装置
96	309	特許第 5235059 号	H25.4.5	光センサーおよびその製造方法
97	308	特許第 5374674 号	H25.10.4	太陽電池およびその製造方法
98	307	特許第 5487460 号	H26.3.7	シリコン微粒子とその製造方法およびそれらを用いた太陽電池 とその製造方法
99	353	特許第 4949106 号	H24.3.16	人物追跡装置、人物追跡方法およびそのプログラム
100	338	特許第 5347125 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜およびその製造方法ならびにレン ズ、ガラス板、ガラス、光学装置、太陽エネルギー利用装置およ びディスプレイ
101	339	特許第 5347124 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜とその製造方法およびそれを形成 したレンズやガラス板、ガラス、およびそれらを用いた光学装置 および太陽エネルギー利用装置、ディスプレイ
102	351	特許第 5358802 号	H25.9.13	新規な希少糖脂肪酸ジエステルの製造方法
103	316	特許第 5611503 号	H26.9.12	パターン状の絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびにそ れを用いた電子部品、マイクロマシン、光学部品
104	315	特許第 5288432 号	H25.6.14	絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびに絶縁性微粒子膜 を用いたコンデンサー
105	299	特許第 5028619 号	H24.7.6	パターン状の微粒子膜およびパターン状の微粒子膜の製造方 法
106	335	特許第 5418870 号	H25.11.29	1-0-α-グルコピラノシルD-プシコースの製造方法
107	314	特許第 4993700 号	H24.5.18	保護膜およびその製造方法
108	297	特許第 5200244 号	H25.2.22	微粒子膜およびその製造方法
109	344	特許第 5228169 号	H25.3.29	植物の塊茎形成を制御するための塊茎形成制御ベクター、塊 茎形成が制御された植物の製造方法および植物
110	350	特許第 5204414 号	H25.2.22	極微小水滴を含有する油剤を用いた切削・研削加工方法
111	340	特許第 5105348 号	H24.10.12	Ca2+/カルモジュリン依存性プロテインキナーゼホスファター ゼの特異的阻害剤

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
112	324	特許第 5347123 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを 用いた乗り物および建築物
113	323	特許第 4929459 号	H24.2.24	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを 用いた乗り物および建築物
114	296	特許第 4743076 号	H23.5.20	伸び及び伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造 方法
115	295	特許第 4725973 号	H23.4.22	伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
116	256	特許第 4613264 号	H22.10.29	表面特性解析装置、表面特性解析方法およびプローブユニット
117	294	特許第 4873472 号	H23.12.2	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
118	286	特許第 5263857 号	H25.5.10	希少糖を植物のシュートの成長促進または調整へ利用する方 法。
119	289	特許第 4844969 号	H23.10.21	不斉還元触媒、その溶液、その調製方法並びにそれを用いた 光学活性アルコール類の製造方法
120	322	特許第 5158535 号	H24.12.21	ラクトシルセラミドを有効成分とする医薬
121	279	特許第 4171809 号	H20.8.22	外用剤塗布器具
122	287	特許第 4822272 号	H23.9.16	食品または医薬品の芳香を改善する方法
123	259	特許第 4840812 号	H23.10.14	透水試験機および透水試験方法
124	271	特許第 5487418 号	H26.3.7	撥水撥油防汚性光反射板とその製造方法及びそれを用いたトンネル、道路標識、表示板、乗り物、建物。
125	265	特許第 4654443 号	H23.1.7	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
126	264	特許第 4670057 号	H23.1.28	撥水撥油防汚性ガラス板及びその製造方法並びにそれを用い た輸送機器、建造物及び光学機器
127	263	特許第 5331977 号	H23.8.9	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
128	359	特許第 4934817 号	H24.3.2	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量 への使用
129	232	特許第 4806771 号	H23.8.26	ナノピンセット、把持力検出方法およびナノピンセットの駆動装 置
130	349	特許第 4152423 号	H20.7.11	点検業務に利用可能な評点式データシートに基づく健全性評価システム
131	226	特許第 4696244 号	H23.3.11	圧力センサ、圧力検出装置および圧力検出方法
132	179	特許第 5175442 号	H25.1.11	ヤーコン由来の抗ガン剤
133	238	特許第 4753302 号	H23.6.3	超音波ボウフラ駆除装置

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
134	209	特許第 5071955 号	H24.8.31	電極とその製造方法およびそれを用いたリード配線とその接続 方法およびそれらを用いた電子部品と電子機器
135	206	特許第 4848502 号	H23.10.28	導電性ペーストとその製造方法およびそれらを用いた配線とその製造方法とそれらを用いた電子部品と電子機器
136	245	特許第 4817363 号	H23.9.9	危険度評価システム
137	231	特許第 4461277 号	H22.2.26	走査型プローブ顕微鏡装置および試料表面形状観察方法
138	128	特許第 5196622 号	H25.2.15	触針式表面測定装置
139	216	特許第 4868496 号	H23.11.25	太陽電池とその製造方法
140	215	特許第 5087764 号	H24.9.21	シリコン微粒子とその製造方法およびそれらを用いた太陽電池 とその製造方法
141	188	特許第 3975406 号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム
142	203	特許第 5240959 号	H25.4.12	薬剤とその製造方法
143	201	特許第 4820988 号	H23.9.16	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその製造方法
144	212	特許第 4521569 号	H22.6.4	磁気記録媒体とその製造方法およびそれを用いた磁気記録読 み取り装置。
145	197	特許第 4792575 号	H23.8.5	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれを用いた乗り物または ガラス窓
146	196	特許第 5050190 号	H24.8.3	微粒子とその製造方法
147	211	特許第 5167528 号	H25.1.11	化学吸着溶液
148	569	特許第 4915994 号	H24.2.3	導電性セラミックス及びその製造方法並びに半導体製造装置用 部材
149	161	特許第 4378532 号	H21.10.2	櫛歯型プローブの駆動装置、原子間力顕微鏡装置および変位 測定方法
150	224	特許第 5030045 号	H24.7.6	希少糖を含有する二糖の製造方法
151	189	特許第 5087763 号	H24.9.21	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法およびそ れらを用いた物品
152	290	特許第 5645183 号	H26.11.14	Dープシコースを含有する体重増加抑制性組成物およびその 利用方法
153	291	特許第 5240810 号	H25.4.12	D-プシコースの血中D-フラクトース濃度上昇抑制への使用
154	292	特許第 5116072 号	H24.10.26	D-アロースの血糖上昇抑制効果の利用

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
155	293	特許第 5116071 号	H24.10.26	D-アロースおよびD-プシコースの抗神経因性疼痛効果の利用
156	249	特許第 3975407 号	H19.6.29	防災事業計画支援システム
157	163	特許第 4956816 号	H24.3.30	抗チロシンキナーゼ抗体およびその利用
158	135	特許第 4787543 号	H23.7.22	光学シートの検査方法
159	170	特許第 4456030 号	H22.2.12	ケーブルハーネス及びその製造方法
160	125	特許第 3893470 号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置
161	183	特許第 4931036 号	H24.2.24	希少糖による植物生長調節剤
162	145	特許第 4318179 号	H21.6.5	D-プシコースを含有する新規二糖類化合物及びその製造方法
163	144	特許第 4356992 号	H21.8.14	酵母の還元反応を用いたLータリトールの製造方法
164	143	特許第 4412725 号	H21.11.27	微生物の還元反応を用いたL-ソルビトールの製造方法
165	142	特許第 4423363 号	H21.12.18	D-プシコースを原料とするD-タリトールの新規な製造方法
166	146	特許第 4497305 号	H22.4.23	運転者状態判定装置
167	123	特許第 4505635 号	H22.5.14	ナノスケール物質およびその製造方法
168	103-1	特許第 4296277 号	H21.4.24	傾斜構造体の製造方法およびこの方法で製造される金型用母 型
169	184	特許第 4888937 号	H23.12.22	微生物増殖抑制への希少糖の使用
170	9	特許第 4325450 号	H21.6.19	希少糖の特異的定量法
171	3	特許第 4724824 号	H23.4.22	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用
172	4	特許第 4724823 号	H23.4.22	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治療 薬、特定保健用食品
173	5	特許第 4535238 号	H22.6.25	プシコースのレチノイン酸エステル及びその製造方法
174	688	特許第 4474535 号	H22.3.19	立体形状測定及び分析装置
175	15	特許第 3843299 号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
176	29	特許第 4538602 号	H22.7.2	血圧・血液粘度測定方法および血圧・血液粘度測定装置
177	31	特許第 4373191 号	H21.9.11	携帯型聴診器
178	50	特許第 4452876 号	H22.2.12	LKP2部分cDNAを用いた遺伝子導入による植物体の種子収量、乾燥重量の制御

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称	
179	104	特許第 4009720 号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤	
180	106	特許第 3975274 号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応用	
181	194	特許第 4203628 号	H20.10.24	リン酸化された CaMIV を特異的に認識するモノクローナル抗体	
182	193	特許第 4235708 号	H20.12.26	カルモジュリン依存症リン酸化酵素Ⅱの活性断片	
183	192	特許第 4340749 号	H21.7.17	セリンートレオニンタンパク質リン酸化酵素を認識するモノクロー ナル抗体	
184	94	特許第 3829151 号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式	
185	284	特許第 3870233 号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法	
186	114	特許第 4817136 号	H23.9.9	赤外線乾燥機用水性塗型剤及びその製造方法	
187	384	特許第 4555925 号	H22.7.30	立体形状測定装置	
188	113	特許第 4627841 号	H22.11.19	プシコースの分離方法	
189	JP268	特許第 5520811 号	H26.4.11	コラーゲン結合領域と副甲状腺ホルモンとの融合タンパク	
190	JP625	特許第 5637488 号	H26.10.31	分光特性測定装置及び分光特性測定方法	
191	JP586	特許第 5512887 号	H26.4.4	成長因子アンカーリング型骨移植材料および成長因子アンカー リング型骨移植材料製造用キット	
192	JP651	特許第 5515069 号	H26.4.11	ペリレンテトラカルボン酸ビスイミド誘導体、n-型半導体、n-型半導体の製造方法、および電子装置	
193	JP538	特許第 5721195 号	H27.4.3	光学特性測定装置及び光学特性測定方法	
194	JP641	特許第 5294181 号	H25.6.21	縫合装置	
195	JP505	特許第 5692728 号	H27.2.13	内視鏡挿入補助器具	
196	JP500	特許第 5292655 号	H25.6.21	生体への情報伝達装置	
197	JP495	特許第 5458241 号	H26.1.24	微細構造体の作製方法	
198	JP513	特許第 5715046 号	H27.3.20	目的とするヘキソースを所定量含む原料糖とは異なる糖組成の 糖組成物の製造方法および製造された糖組成物の用途	
199	JP504	特許第 5288315 号	H25.6.14	シクロブチルプリン誘導体、血管新生促進剤、管腔形成促進剤、神経細胞成長促進剤および医薬品	
200	JP488	特許第 5816871 号	H27.10.9	D-タガトースを有効成分として含有する植物病害の防除剤および防除方法	
201	JP425	特許第 5521147 号	H26.4.18	マイクロニードルとその冶具	
202	JP401	特許第 4466969 号	H22.3.5	鶏用飼料添加増重剤と鶏用増重飼料	

項番	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称	
203	JP365	特許第 5639759 号	H26.10.31	砂糖様味質をもつ新規甘味料、その製造法および用途	
204	JP341	特許第 5013492 号	H24.6.15	精製アントシアニンの製造方法	
205	JP342	特許第 4915877 号	H24.2.3	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法	
206	JP383	特許第 5358186 号	H25.9.6	デオキシケトへキソース異性化酵素およびそれを用いるデオキ シヘキソースおよびその誘導体の製造方法	
207	JP329	特許第 5344466 号	H25.8.23	デオキシポリオール脱水素酵素産生能を有する微生物および その利用	
208	JP328	特許第 5103597 号	H24.10.12	耐熱性Lーリボースイソメラーゼとその製造方法並びに用途	
209	JP331	特許第 5633952 号	H26.10.24	希少糖のグルコキナーゼの核から細胞質への移行の促進化剤 としての機能の利用	
210	JP363	特許第 4942001 号	H24.3.9	Dープシコース含有甘味料およびそれを使用して得られた飲む品など	
211	JP333	特許第 5283173 号	H25.6.7	希少糖を含む非う蝕性素材および抗う蝕剤	
212	JP332	特許第 5317055 号	H25.7.19	希少糖の筋萎縮性側索硬化症と関連した運動障害の発症また は進行の遅延への利用	
213	JP222	特許第 5158779 号	H24.12.21	D-アロースによる高血圧、心肥大発症抑制効果の利用	
214	JP288	特許第 4200223 号	H20.10.17	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法	
215	JP174	特許第 4873493 号	H23.12.2	D-プシコースとD-アロースの糖質複合体結晶およびその製造方法	
216	JP157	特許第 4631062 号	H22.11.26	ナノピンセットおよびこれを備える走査型プローブ顕微鏡	
217	JP101	特許第 5470597 号	H26.2.14	希少糖を利用した細胞・組織・臓器保存液及び該液を用いる保存方法	
218	JP183	特許第 4931036 号	H24.2.24	植物または微生物への希少糖の使用	
219	JP42	特許第 4609845 号	H22.10.22	希少糖の生理活性作用の利用方法および希少糖を配合した組 成物	

# (6)大学所有の登録商標

No.	整理番号	登録番号	登録日	対象商標/商品及び役務の区分 並びに指定商品又は指定役務	
1	TM10	登録第 5818663 号	H28.1.15	香農パウンド/第 30 類 菓子、パン	
2	TM9	登録第 5740983 号	H27.2.13	災害・危機対応マネージャー/第 41, 45 類	
3	TM8	登録第 5717268 号	H26.11.14	handThink/第 28 類	
4	TM7	登録第 5645166 号	H26.1.24	/第 2, 3, 29, 30, 32, 33 類 染料,香料類,化粧品,乾燥果実,ジャム,アイスクリーム,フルーツゼリー,清涼飲料,果実飲料,果実酒 etc.	
5	TM6	商標第 5569400 号	H25.3.29	さぬきキウイっこ/第 29, 30, 31 類 冷凍果実, 加工果実, 菓子, 苗木 etc.	
6	TM5a	商標第 5207071 号	H21.2.20	あまみずちゃん/第 41 類 技芸・スポーツ又は知識の教授 etc.	
7	TM5b	商標第 5190042 号	H20.12.19	あまみずちゃん(図有)/第16類 紙類,文房具類,印刷物	
8	ТМ3	商標第 4873342 号	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse(ソヴァショーヌ・サヴルーズ)/第 33 類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒	
9	TM2	商標第 4743845 号	H16.1.30	イズモリング(図有)/第1類 化学品 etc.	
10	TM1	商標第 4743844 号	H16.1.30	イズモリング(図有)/第1類 化学品 etc.	

注)学章に関するものを除く

## (7)大学所有の登録品種

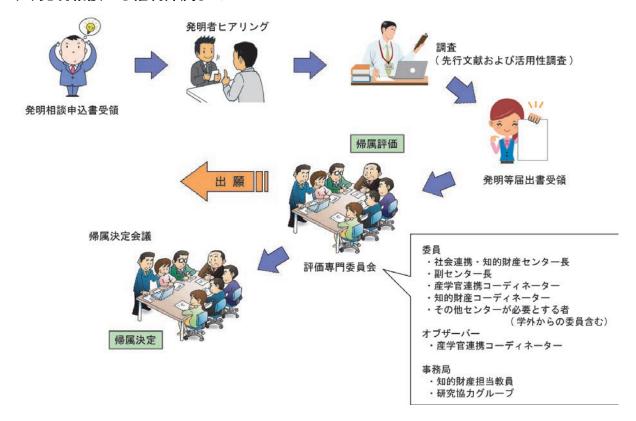
No.	整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称	
1	SS8	第 24983 号	H28.3.22	KU-PP2	
2	SS7-e	第 23675 号	H26.9.24	香川 UP-キ5号	
3	SS7-d	第 23674 号	H26.9.24	香川 UP-キ 4 号	
4	SS7-c	第 23673 号	H26.9.24	香川 UP-キ 3 号	
5	SS7-b	第 23672 号	H26.9.24	香川 UP-キ2号	
6	SS7-a	第 23671 号	H26.9.24	香川 UP-キ1号	
7	SS6	第 23704 号	H26.9.24	KU-PP1	
8	SS1	第 18311 号	H21.7.31	ラパン	
9	SS3	第 18119 号	H21.3.19	さぬきよいまい	
10	SS2	第 13646 号	H18.2.27	香大農 R-1	

## (8)大学所有の登録意匠

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録意匠の名称
1	D15	第 1515400 号	H26.12.12	立体パズル用ピース
2	D14	第 1485443 号	H25.11.1	内視鏡挿入補助器具
3	D13	第 1437047 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
4	D12	第 1437151 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
5	D11	第 1432580 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
6	D10	第 1432579 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
6	D9	第 1432578 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
7	D8	第 1432577 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
8	D7	第 1432576 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
9	D6	第 1432575 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具

# 8. 知的財産についてのQ&Aその他

### (1)発明相談から権利帰属までのフロー



#### ※「発明相談申込書」のご提出について

発明へつながりそうなアイデアを思いつかれた方は、社会連携・知的財産センターまでお 気軽に「発明相談申込書」をご提出ください。

当センターでは、研究者から届け出ていただいた発明等について、発明者の方へヒアリングを行いアイデアや発明の内容を詳細に把握するとともに、新規性・進歩性の調査、先行出願の有無の調査、事業化・共同研究の可能性等の調査を行い、それらの調査結果を基に、次のステップへの対応をご提案させていただきます。

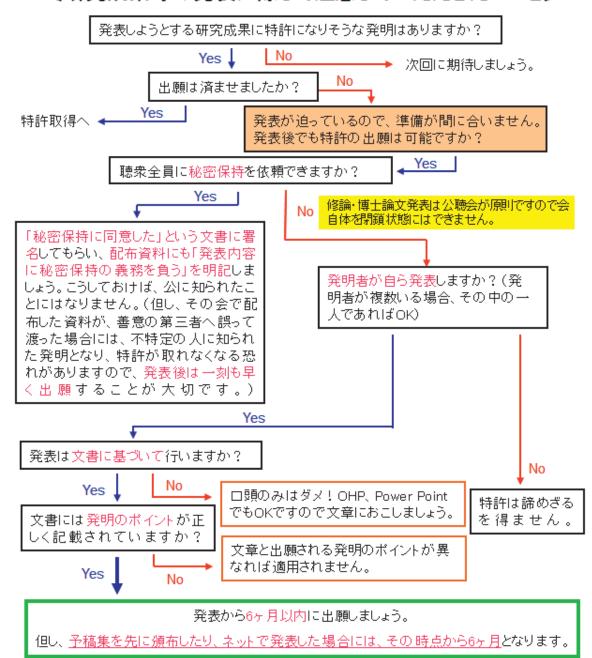
調査に当たっては、迅速な処理に努めておりますが、多岐に渡る調査を実施いたしますので、公知になる6ヵ月前までに「発明相談申込書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、学会発表、論文掲載等の関係上、出願等までに緊急を要する場合にもできるかぎり 対応させていただきますが、十分な調査が実施できないため、権利化を断念していただか なければならない可能性もあります。

研究成果を知的財産として活用するためには、早めにご相談いただくことが非常に重要です。皆様のご協力をお願いいたします。

### (2)研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

## [研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと]



【注意点】この例外規定(特許法第30条)を使っての出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

## 《いずれにせよ、完全に保護されるためには、発表前の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip<at>eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

### (3)知的財産についての Q&A

# 香川大学の知的財産についてのQ&A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明から出願まで

#### Q1 発明とはどんなものをいうのですか?

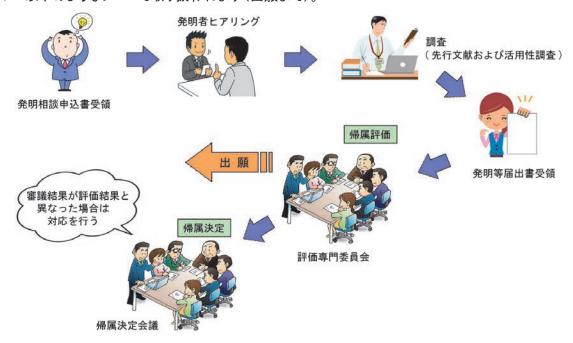
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単にいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。 発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

#### Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか?

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページからダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうなもの等も含め)を提出して下さい。窓口は社会連携・知的財産センターになります。不明な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

#### Q3 発明届出の提出後はどのように取り扱われるのですか?

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



### Q4 発明者とはどんな人をいうのですか?

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人
①具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。 ②課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。 ③具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。	①単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。 ②単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手 伝った者は、発明者ではありません。 ③発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者に なれません。

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

### (4)MTA(Material Transfer Agreement(研究材料提供契約))

#### MTA (Material Transfer Agreement) について

#### 1. MTAとは何のことですか?

MTA(Material Transfer Agreement:研究材料提供契約)は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス(実験用動物)、実験用植物、抗体、材料(化合物)などの研究材料を、第三者(研究者)との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTAは実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。

特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に 起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています。

### 2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか?

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料についての 損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3) 内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

### 3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか?

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物(試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具)は、「香川大学研究成果有体物管理規程(平成 17 年 12 月 26 日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員は、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。 また、職員等が第三者に研究成果物を提供(研究目的、産業上の利用目的)する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約[MTA](あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面)又は研究材料売買契約を締結しておくことが必要です。
- 3) 研究のために第三者に研究材料(成果有体物)を提供する場合は、権限の委譲によって予め部局 等の長に届け出(第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足ります。) ることで行うことができます。

(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)

4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料(成果有体物)を提供する場合は、予め、部局等を 継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談くだ さい。(原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限ります。)

# 9. 学術・教育活動

a. 学会発表·論文発表·講演状況等

会議・研修会名	開催場所	日時	発表・ポスター題目等
産学連携学会 北見大会	北見工業大学	H27.6.26	「農林水産・食品産業技術振興協会事業化可能性調査 を活用した産学官連携の取り組み香川大学の希少糖研 究開発に基づく特許出願と権利化状況及びその分析」 倉増敬三郎 「四国産学官連携イノベーション共同推進機構が目指す 知的財産管理システムによる情報管理の一元化」 永富太一
第28回国立大学法人共同研究センター等教員会議	香川大学	H27.9.3∼4	「大学として地域創生を考える」 永冨太一
第27回国立大学法人共同研究センター長等会議	電気通信大学	H27.9.17	「第 28 回国立大学法人共同研究センター等教員会議報告」 永冨太一
20 周年(はたち) の夢・挑戦・創造 プラン記念講演 会	香川県立三木高校	H27.10.23	「プロジェクトデザインという仕事」 永冨太一
大学改革の中の 研究支援、研究 支援人材育成コ ンソーシアムシ ンポジウム	航空会館	H27.12.11	「「多能工」研究支援人材育成コンソーシアム(北関東国立大学連合)」 永冨太一
「地域を彩る食物語」講演会	北見市コミュニテ ィプラザ Parabo	H28.1.14	「世界の肥満と戦う希少糖と温暖化と戦うワイン用ブドウ」 永冨太一

## b. 講義

回数	開設学部•科目等	場所·日時	対象	内容·備考
平成 27 年度 計 8 回	工学部 「特許戦略」	工学部キャンパス H27.4.17 5.8,5.22,5.29 6.12,6.19 7.3,7.10	学部 4 年生	特許戦略

## c. 出版物

分類	書名・タイトル	出版年月	出版社名	全著者名
教科書	産学連携学入門	H28. 3. 18	特定非営 利活動法 人 産学 連携学会	分担執筆 第3章 永富太一

# d. 受賞学術賞

分類	受賞名	受賞年月	団体名	全受賞者名
功労賞	産学連携学会 功労賞	Н27. 6. 25	特定非営 利活動法 人 産学 連携学会	永冨太一

# 10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
小豆島食材開発会議新製品発表会	中国電力小豆島営業所	Н27. 4. 15	小豆島食材開発会議
産学連携学会中四国支部幹事会	岡山大学津島キャンパス	Н27. 5. 27	岡山大学
産学連携学会第13回大会	北見工業大学	H27. 6. 25∼26	(特非)産学連携学会
人工知能・プラットフォーム寡占・次世代著作権セミナー	(一財)知的財産研究 所	H27.7.21	(一財)知的財産研究所
平成27年度中国・四国地区国立大学法人地域共同研究センター等センター長 会議	常盤工業会会館	H27.7.24	山口大学
イノベーションジャパン2015	東京ビッグサイト	H27. 8. 27∼28	国立研究開発法人科学技術振 興機構、国立研究開発法人新 エネルギー・産業技術総合開発 機構
香川県ものづくり企業と医療機器メーカとの展示・交流会 in 本郷	医療機器会館	Н27. 9. 3	商工組合日本医療機器協会、 香川県、(公財)かがわ産業支 援財団
JASIS2015	幕張メッセ国際展示 場	H27. 9. 4	(一社)日本分析機器工業会、 (一社)日本科学機器協会
世界一イノベイティブな国へシンポジウム	イイノホール	H27. 9. 17	内閣官房
第27回国立大学法人共同研究センター長等会議	電気通信大学	H27. 9. 17∼18	電気通信大学
IPIシンガポールの展示商談会TechInnovation	TechInnovation2015 マリーナベイサンズ コンベンションセン ター	H27. 9. 21∼23	四国共同機構
地域活性化システム論	高知工科大学	H27. 10. 4	高知工科大学
国際福祉機器展	東京ビッグサイト	H27. 10. 7∼8	(一財)保健福祉広報協会
ちゅうぎん産学連携セミナー	中国銀行本店	H27. 10. 28	㈱中国銀行
第5回次世代ものづくり基盤技術産業展 TECH Biz EXPO 2015	吹上ホール	H27. 11. 18	名古屋国際見本市委員会
アグリビジネス創出フェア2015	東京ビッグサイト	H27. 11. 19	農林水産省

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
全国イノベーションコーディネーターフォーラム2015	岡山コンベンション センター	H27.11.25∼26	国立研究開発法人科学技術振 興機構
四国地区五大学新技術説明会	JST東京本部別館1F ホール	Н27. 11. 27	国立研究開発法人科学技術振 興機構、四国産学官連携イノ ベーション共同推進機構
介護・福祉機器分野中堅・中小企業育成・強化セミナー	岡山国際交流セン ター	H27. 12. 7	経済産業省、(特非)経営支援 NPOクラブ、(一財)日本立地センター
大学改革の中の研究支援シンポジウム	航空会館	H27. 12. 11	群馬大学
平成27年度科学技術主管部課長会議及び平成27年度地域イノベーションシンポジウム in 東京	文部科学省講堂	H27. 12. 16	文部科学省
香川県新技術・新工法展示商談会 i n マツダ	マツダ㈱本社	H28. 2. 17∼18	香川県、(公財)かがわ産業支援財団
第9回アグリフードEXPO大阪2016	ATCアジア太平洋ト レードセンター	H28. 2. 18	㈱日本政策金融公庫
第6回 関西 医療機器 開発·製造展	インテックス大阪	H28. 2. 24	リード エグジビジョン ジャ パン㈱
日本生産管理学会第43回全国大会〜地方から発信する価値創造のマネジメント〜	高知工科大学	H28. 3. 5	(一社)日本生産管理学会
ちゅうぎん6次産業化セミナー&交流会	中国銀行本店	H28. 3. 10	㈱中国銀行、㈱日本政策金融 公庫
四国共同機構による海外展開調査のためのSXSW2016	オースティン・コンベ ンション・センター (米国)	H28. 3. 11∼15	四国共同機構(徳島大学)
地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの構築に向けてシン ポジウム	一橋大学一橋講堂	H28. 3. 21	文部科学省
地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募説明会	文部科学省	H28. 3. 22	文部科学省

# 11. 会議•委員会

## (1)社会連携・知的財産センター会議の開催状況

年度	回数	開催日	備考
	第1回	平成 27 年 4 月 22 日	
	第2回	平成 27 年 5 月 29 日	
平成 27 年度	第3回	平成 27 年 6 月 30 日	
	第4回	平成 27 年 8 月 3 日	
	第5回	平成 27 年 9 月 25 日	
	第6回	平成 27 年 11 月 13 日	
	第7回	平成 28 年 3 月 9 日	

## (2)知的財産帰属決定会議の開催状況

回数	開催日	帰属決定 (件)	処理報告 (件)	備考
第17回	平成 27 年 10 月 13 日	14	32	メール審議
第 18 回	平成 28 年 3 月 14 日	23	34	メール審議

## (3)知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案 (件)	報告 (件)	備考
第 213 回	平成 27 年 4 月 10 日	1	0	メール審議
第 214 回	平成 27 年 4 月 15 日	7	14	
第 215 回	平成 27 年 5 月 20 日	6	13	
第 216 回	平成 27 年 6 月 17 日	9	20	
第 217 回	平成 27 年 7 月 1 日	1	0	メール審議
第 218 回	平成 27 年 7 月 15 日	1	0	メール審議
第 219 回	平成 27 年 7 月 27 日	10	19	
第 220 回	平成 27 年 8 月 4 日	1	0	メール審議
第 221 回	平成 27 年 8 月 25 日	11	11	
第 222 回	平成 27 年 9 月 29 日	6	11	
第 223 回	平成 27 年 9 月 28 日	1	0	メール審議
第 224 回	平成 27 年 10 月 27 日	15	23	
第 225 回	平成 27 年 11 月 10 日	1	0	メール審議
第 226 回	平成 27 年 11 月 10 日	1	0	メール審議

回数	開催日	議案 (件)	報告 (件)	備考
第 227 回	平成 27 年 11 月 19 日	1	0	メール審議
第 228 回	平成 27 年 12 月 1 日	16	20	
第 229 回	平成 27 年 12 月 1 日	1	0	メール審議
第 230 回	平成 27 年 12 月 28 日	1	0	メール審議
第 231 回	平成 27 年 1 月 6 日	1	0	メール審議
第 232 回	平成 28 年 1 月 12 日	10	12	
第 233 回	平成 28 年 2 月 12 日	10	21	
第 234 回	平成28年3月3日	1	0	メール審議
第 235 回	平成 28 年 3 月 9 日	1	0	メール審議
第 236 回	平成 28 年 3 月 23 日	1	0	メール審議

# (4)社会連携・知的財産センター会議委員

職名	氏 名	備 考 (任期等)
センター長	合谷 祥一	
副センター長	永冨 太一	
客員教授	倉増 敬三郎	
II .	西了	
特命教授	十河 修二	
管理担当職員[学術部長]	石橋 英二	

# (5)知的財産帰属決定会議委員

部 局 名	職名	氏 名	備考(任期等)
役員	理事	早川 茂	官職指定 ~H27.9.30
役員	理事	筧 善行	官職指定 H27.10.1~
役員	理事	川池 秀文	官職指定
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	官職指定
JJ	副センター長	永冨 太一	官職指定
教育学部	准教授	松下 幸司	H27. 4. 1∼H29. 3. 31
法学部	准教授	山本 慎一	H27. 4. 1∼H29. 3. 31
経済学部	准教授	趙命来	H27. 4. 1~H29. 3. 31
医学部	教授	中村 隆範	H27. 4. 1∼H29. 3. 31
工学部	教授	山口 順一	H27. 4. 1~H29. 3. 31
農学部	教授	麻田 恭彦	H27. 4. 1~H29. 3. 31

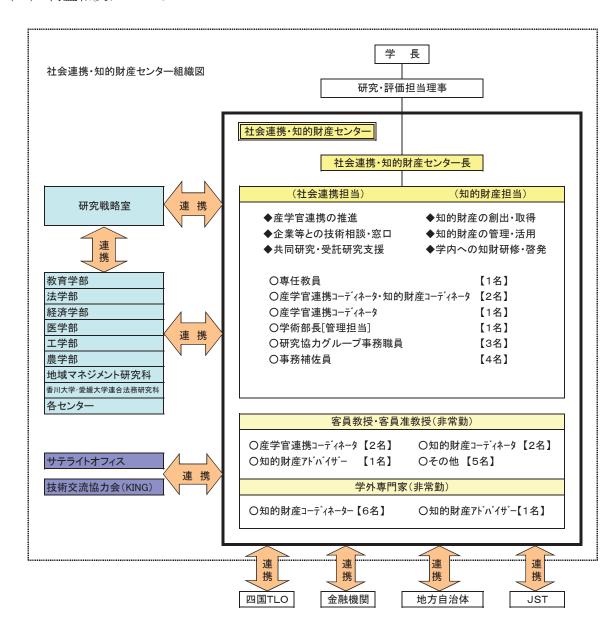
# (6)知的財産評価専門委員会委員

職名	氏 名	備 考 (任期等)
センター長	合谷 祥一	
副センター長	永冨 太一	
産学官連携コーディネータ・知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎	
産学官連携コーディネータ	西了	
知的財産コーディネータ	酒井 一夫	∼H28. 1. 31
知的財産コーディネータ	辰野 勇	H26. 6. 20~H28. 6. 19



## 参 考 資 料(平成29年1年1日現在)

- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 社会連携・知的財産センタースタッフ
- (3) 社会連携・知的財産センター規程
- (4) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (5) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (6) 知的財產帰属決定会議規程
- (7) 知的財産評価専門委員会規程
- (8) 知的財産評価に関する取扱要領
- (9) 知的財産ポリシー
- (10) 職務発明規程
- (11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (12) 研究成果有体物管理規程
- (13) 共同研究取扱規程
- (14) 受託研究取扱規程
- (15) 利益相反について



部  局	職名	氏 名
	センター長	合谷 祥一
	副センター長准教授産学官連携コーディネータ知的財産コーディネータ	永冨 太一
	特命教授 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎
	特命教授 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	山本 知生
	客員教授 産学官連携コーディネータ	本多 八潮
	産学官連携コーディネータ	小倉 長夫
	産学官連携コーディネータ	十河 修二
	管理担当職員[学術部長]	野田 潔
	客員教授	田尾 龍治
	客員教授	出川 通
	客員教授	大家 利彦
社会連携・知的財産センター	客員教授	大平 文和
	客員教授	辻丸 光一郎
	客員教授 知的財産コーディネータ	辰野 勇
	客員教授 知的財産アドバイザー	山内 康伸
	知的財産アドバイザー	中井 博
	客員准教授 知的財産コーディネータ	大江 瑞絵
	知的財産コーディネータ	辻本 和敬
	知的財産コーディネータ	安田 崇
	知的財産コーディネータ	矢野 慎一
	知的財産コーディネータ	山本 裕子
	知的財産コーディネータ	大山 真吾
	知的財産コーディネータ	山本 久美子
	事務補佐員	西森環
	事務補佐員	松井美紀
	事務補佐員	湯口直美
   香川大学技術交流協力会	- 20 III I-M27	樫原綾
H/11/V J JAPIA AND WILLIAM	サブリーダー (社会連携担当)	山口法男
	チーフ(共同研究担当)	大森恵子
事務担当(研究協力グループ)	グループ員(知的財産担当)	三木理恵子
	事務補佐員	久保 照美

(趣旨)

- 第1条 この規程は、香川大学組織規則第18条第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・ 知的財産センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 センターは、香川大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
  - (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
  - (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
  - (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
  - (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
  - (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
  - (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
  - (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
  - (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
  - (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
  - (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
  - (12) 国立大学改革強化推進補助金事業「四国 5 大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第 2 条に定める「四国産学官連携イノベーション共同推進機構(以下「四国共同機構」という。)の構築」事業に関すること。
  - (13) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。 (構成)
- 第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。
  - (1) センター長
  - (2) センター担当教員
  - (3) 産学官連携コーディネータ
  - (4) 知的財産コーディネータ
  - (5) 四国共同機構アソシエイト
  - (6) 管理担当職員
  - (7) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザー等を置くことができる。
  - (1) 産学官連携コーディネータ
  - (2) 産学官連携アドバイザー

- (3) 特命担当コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ
- (5) 知的財産アドバイザー
- (6) ベンチャー起業アドバイザー
- (7) 四国共同機構アソシエイト
- 4 第1項第6号は、本学の学術部長をもって充てる。
- 5 第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、センター長が任命又は委嘱する。

(センター長)

- 第5条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命 した学長の任期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。
  - (1) 任期が満了するとき。
  - (2) 辞任を申し出たとき。
  - (3) 欠員となったとき。
- 6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号 又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

(副センター長)

- 第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、センター会議の承認を得て、センター長が任命する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を 任命したセンター長の任期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

- 第7条 センター担当教員の任命は、学長が行う。
- 2 候補者の教育研究業績の審査について、学長から付託された場合において、香川大学社 会連携・知的財産センター会議が審査したセンター担当教員候補者を報告する。

(客員教授等)

- 第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くこと ができる。
- 2 前項の客員教授等の称号の付与は、センター長の申出に基づき、学長が行う。
- 3 前項の申出は、センター会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。
- 4 センター長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同 条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。
- 5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

- 第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。
- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、センター長が任命する。 (事務)
- 第10条 センターの事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日 制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定に かかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成25年4月1日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴って最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定に かかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学 社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を 定める。

(任務)

- 第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。) の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - (1) センターの業務に関する事項
  - (2) センター担当教員選考に関する事項
  - (3) その他センター長が必要とする事項

(組織)

- 第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
  - (3) センター主担当教員
  - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ、知的財産コーディネータ及び四国共同機構アソシエイト
  - (5) 管理担当職員

(議長)

- 第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。 (委員以外の者の出席)
- 第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

- 第6条 センター会議の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議が 別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程(平成19年4月 1日制定)及び香川大学知的財産活用本部会議規程(平成19年4月1日制定)は、廃止 する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、 香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(センターの利用)

- 第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。
  - (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
  - (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
  - (3) 香川大学(以下「本学」という。)の学生に対する実践的な研究指導
  - (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の 開催
  - (5) 本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)
  - (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

- 第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者(原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。)を定め、利用(変更)申請書(別紙様式1)及び研究計画調書(別紙様式2)をセンター長に提出しなければならない。
- 2 利用の可否は、香川大学産学官社会連携・知的財産センター(以下「センター会議」という。)の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

- 第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。
- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりが たい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利 用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求める ことができる。

(細則の遵守)

- 第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。
- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させる ことがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合 (損害の弁償)
- 第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。
- 2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、 又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

- 第9条 利用者は、機器搬入申請書(別紙様式3)をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。
- 2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。
- 3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。 (利用上の注意)
- 第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、 整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。 (経費の負担)
- 第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光 熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合 は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。
- 第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則(平成16年4月 1日制定)は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第3条又は第9 条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみ なす。
- 4 第4条第2項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究 センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

附 則 (平成25年4月1日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係) —利用負担額—

, ,, ,,		
階	部屋名(面積)	利用負担額/年当たり (円)
2階	共同研究室1(42m²)	105,000
	共同研究室2A(37m²)	92,500
	   共同研究室2B(37m²)	92,500
	共同研究室3(46m²)	115,000
3階	共同研究室4A(37m²)	92,500
	共同研究室4B(37m²)	92,500
	共同研究室5(35m²)	87,500

- 注1) 利用負担額は、1年間 $1m^2$ 当たり2,500円とする。
- 注2) 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。
- 注3) 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の12分の1に相当する額を負担する。

## 別紙様式1(第3条第1項関係)

## 香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室(新規・延長)

## 利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者 所属部局 職・氏名 電話

囙

fax

E-mail

下記のとおり利用(変更)したいので申請します。

記

		ĒL.	
利用区分	共同研究 受	:託研究 大学	学発ベンチャー
研 究 題 目 (複数記載可)			
11 H 4	所属・職	氏 名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利 用 者 (センターを利用			
する者を記載する			
こと)			
利用希望期間	平成 年 月 日 延長申請の場合は		日(年度にまたがった申請は不可) 平成 年 月 日)
利用希望 共同研究室名	共同研究室〇		
利用するセンター			
設備・機器等名			
搬入予定の主な大			
型機器			
	,		
	上記申請を	<ul><li>・承認する・</li></ul>	・承認しない(理由: )
センター専用欄	平成年	月 日	
			童センター長 印
備考			

- 注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し(今年度分でも可)を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。
- 注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)を実施する企業とする。

# 研究計画調書

現在までの準 備状況等 (継続希望者 にあっての研究成 果等)		
共同研究室を 利用する必要 性(共同研究 との関連性)		
共同研究室と しての見込め る活用度・研 究成果及び研 究計画		

## 別紙様式 3(第9条第1項関係)

## 機器搬入申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用(責任)者 所属部局

職・氏名 印

電話 fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的	
共同研究室名	
搬入日時	平成 年 月 日 時
搬入機器名	物品番号
規格	
寸 法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm
重量	Kg
使 用 電 力	相(単相、3相)、電力(100、200V)、容量( KW)
センター 専用欄	上記申請を ・承認する ・承認しない(理由: ) 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印

(注) この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)に関し必要な事項を定める。 (任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な 審議を行う。

(組織)

- 第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)
  - (2) 社会連携・知的財産センター長
  - (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
  - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
  - (5) 各学部等から選出された教員 各1人
  - (6) 知的財産活用に関する学外有識者
- 2 前項第5号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号の委員は、理事等の推薦に基づき学長が委嘱する。 (議長)
- 第4条 決定会議に議長を置き、理事等をもって充てる。
- 2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。 (議事)
- 第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として 出席委員とみなす場合は、この限りではない。
- 2 議事は、出席委員(前項ただし書きの委員代理を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財産 評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

- 第8条 決定会議の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月1日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

- 第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価 する。
  - (1) 職務発明等の該当の可否
  - (2) 当該職務発明等の技術的評価
  - (3) 当該職務発明等の活用性
  - (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
  - (5) その他職務発明等に関すること。
- 2 専門委員会は、評価結果について香川大学知的財産帰属決定会議規程第3条第1項第1 号に定める理事又は副学長に報告する。

(組織)

- 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)
  - (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
  - (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
  - (4) その他センター長が必要とする者 若干人
- 2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専 門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

- 第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。 (議事)
- 第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

- 第7条 専門委員会の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年6月23日)
- この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。 附 則 (平成19年6月1日)
- この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則(平成20年4月1日)
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年4月1日)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年11月1日)
- この規程は、平成27年11月1日から施行する。

(趣旨)

- 第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)規程(以下「規程」という。)第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。 (権利の帰属)
- 第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)でその帰属を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

- 第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出ることができる。
- 2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に係 る専門委員会の委員に加えなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行わないものとする。

(評価の実施時期等)

- 第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時期 に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその帰属 を決定するものとする。
  - (1) 発明等の出願時期
  - (2) 発明等の審査請求時
  - (3) 発明等の登録維持時
- 2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、 発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施できる 期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑目1)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が別に定める。

附則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日)

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

## 香川大学 知的財産ポリシー

社会に貢献することは、大学にとって教育、学術研究に続く第三の使命です。なかでも、大学が研究成果を知的財産として主体的に創出し、社会、とりわけ産業界において活用することは、大学の社会貢献の一つの形態です。研究成果を社会に還元し活用することは、学術研究の活性化及び研究資金の獲得という観点からも有意義です。香川大学は、社会の発展に貢献し、学術研究の活性化等のため、研究成果を知的財産として創出、活用するにあたり、次のことを表明します。

- ・ 学術研究においては研究者の自主性を尊重します。
- ・ 大学の公益性・公共性にかんがみ、研究成果は公にすることを基本的責務とします。
- ・ 本学は、産業界を通じた社会貢献を効果的に進めるため、学術研究の成果を知的 財産として確立・活用し社会に還元することを目的に、積極的な知的財産の権利化 を図ります。
- ・ 職員が職務としてなした発明及び考案等(職務発明等)を行って得た知的財産は、大学に帰属することを原則とし、社会貢献のため積極的な活用を図ります。
- ・ 大学は、職務発明等に伴う研究成果として知的財産を創出した職員に対し、相当 の対価を支払うとともに、その活用を図り、新たな研究資金等に還元することとし ます。
- ・ 大学に帰属した知的財産を創出者の意向を尊重しつつ有効に活用し、すみやかに 産業界に技術移転するよう務め、創出者により新たな課題を開拓することを支援し ます。
- ・ 知的財産を創出、保護、活用するための制度や組織を整え、学術研究の活性化を 支援するための体制整備を図ります。
- ・ 知的財産の創出・活用活動が、文化及び産業界の発展に寄与し、ひいては社会の 豊かな生活の実現に資するものであることを、実践的に学生に教育します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学(以下「大学」という。)の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
    - イ 特許法 (昭和34年法律第121号) に規定する特許権、実用新案法 (昭和34年法律第123号) に規定する実用新案権、意匠法 (昭和34年法律第125号) に規定する意匠権、商標法 (昭和34年法律第127号) に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43号) に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成10年法律第83号) に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
    - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
    - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物 及び同号の3のデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作 権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権 利
  - (2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
    - イ 特許権の対象となるものについては発明
    - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
    - ハ 意匠権の対象となるものについては意匠
    - ニ 商標権の対象となるものについては商標
    - ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置
    - へ 育成権の対象となるものについては品種
    - ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等
  - (3) 「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。
  - (4) 「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在 又は過去の職務に属する発明等をいう。
  - (5) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。
  - (6) 「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。 第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させること

ができる。

(届出及び受理)

- 第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式1)によって、速やかに 学長に届け出るものとする。
- 2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

- 第5条 学長は、前条第1項の届出があったときは、学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。
- 2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。
- 3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため 必要な手続きを行うことができる。
- 4 学長は、前項の規定にかかわらず、理事等の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。
- 5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等 の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなけれ ばならない。

(決定会議)

- 第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。) を置く。
- 2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を理事等に委任する。

(譲渡書の提出等)

- 第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡 書(別記様式2)を学長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。
- 3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要 な手続きを行わなければならない。
- 4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けないことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、理事等の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

- 第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間 以内に学長に対し、異議を申立てることができる。
- 2 学長は、異議の申立てがあったときは、理事等の意見を徴したうえで、異議申立ての当 否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

- 第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。 (退職したときの補償)
- 第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。
- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。 第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を 守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することが できるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程 を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附即

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

香川大学長 殿

所 属 職位・氏名 印 連 絡 先 電話 ファックス 電子メール

発明等届出書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無 所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
  - A) 従来技術
  - B) 発明等の説明
  - C) 発明等による効果・作用
  - D) 発明等の段階 実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
  - E) 実用化に際しての課題
  - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無 発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)
- 11 その他
- 注)1 この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。 2 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

## 権利譲渡書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号 譲受人 香 川 大 学 長 殿

> 住 所 居 所 譲渡人 <u></u> 即

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権 を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 発明等の名称
- 2 特許権等知的財産権の持分 発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

平成16年6月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学(以下「本学」という。)における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持 に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければなら ない。

(発明等に対する照会)

- 第3条 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。
- 2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、 センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

- 第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」 という。)で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。) で帰属を決定する。
- 2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。
- 3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った 後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該 発明者に求めないものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが 保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当 該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

- 第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、 かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。
- 2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに本学が要した費用を除いた額を配分するものとする。ただし、契約で定額を設定しない収入(製品の売上高に応じて支払われる実施料等)に限り、その収益を得るまでに要した費用を控除せず、

得られた収益の全額を配分するものとする。

- 2 前項による額の50%を発明者に、残りを本学に配分するものとする。
- 3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその 承継者に、残りを本学に配分する。
- 4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前3項を準用する。
- 5 学外者(発明規程のない他大学の研究者及び個人等(企業所属者を除く。)に限る。) が発明者に含まれるときの収益配分は、第1項から第3項までを準用する。
- 6 前各項の規定により本学に配分される額の50%を社会連携・知的財産センターに配分する。
- 7 発明者又は承継者への収益の配分は、次の各号に掲げる期間内に得られた総収益に応じて行うものとする。
  - (1) 1月1日から6月30日までの期間
  - (2) 7月1日から12月31日までの期間

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則(平成17年9月15日)

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この細則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日)

この細則は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第7条第7項に限り、平成29年4月1日から適用する。

(目的)

- 第1条 この規程は、香川大学(以下「本学」という。)がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。
- 2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。
- 3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。
  - (1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者
  - (2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき 本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者
  - (3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者
- 4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している各戦略室、広報室、法人本部、各学部、各研究科、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。
- 5 この規程において、「作製者」とは、成果有体物を作製した職員等をいう。 (成果有体物の帰属)
- 第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。
- 2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

- 第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。
- 2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。
- 3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、 次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。
  - (1) 法令又は本学規則等に反する場合
  - (2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合
  - (3) その他利用者の管理が不適切である場合
- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の

意思に従った利用をしなければならない。

5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に 応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

- 第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。
- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送 費等の直接的に発生する費用(以下「直接費用」という。)があるときは、その費用を第 三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

(成果有体物の産業上の利用)

- 第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。
- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部についてその作製者 に対し、補償金を支払うことができるものとする。
- 5 前項の補償金の支払いは、香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則第7条を準 用する。この場合において、「発明者」を「作製者」と読み替えるものとする。
- 6 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

- 第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。
- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段 の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。
- 3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。 (雑則)
- 第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日)

この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学 (部局等名)の長 殿

> 部局等名 職名 氏名 印

以下の有体物の提供(<u>学術上の利用を目的</u>)に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、直接費用を記入すること。)
- (3) 提供理由
- (4)提供月日 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先等 ○○○○ (研究材料提供契約添付)
- (6) その他必要事項

#### 注意)

- ・ 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、 第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- ・ 学術上の目的の場合は、原則として無償(輸送費等の直接費用は徴する。)となります。
- ・ 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ 提出いただくようお願いします。
- ・直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する 費用」です。(研究成果有体物管理規程第5条第2項)

#### 研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名 職名 氏名

下記の有体物の提供(<u>産業上の利用を目的</u>)に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、直接費用を記入すること。)
- (3) 提供相手先の使用目的
- (4)提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
  - 1) 相手先の名称
  - 2) 住所、郵便番号
  - 3) 代表者の役職、氏名
  - 4) 担当者の役職、氏名
  - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
- (6) その他必要事項

#### 注意)

- ・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。
- ・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。
- ・直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する 費用」です。(研究成果有体物管理規程第5条第2項)

承 認 書

創作/取得責任者			
	殿		
		部局等の長	
			印

貴殿の創作/取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条第3項ただし書き各号に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供(産業上の利用を目的)について承認します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、直接費用を記入すること。)
- (3) 提供相手先の使用目的
- (4)提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
  - 1) 相手先の名称
  - 2) 住所、郵便番号
  - 3) 代表者の役職、氏名
  - 4) 担当者の役職、氏名
  - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
- (6) その他必要事項

#### 注意)

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程(遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等) に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。
- ・ 直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用」です。 (研究成果有体物管理規程第5条第2項)

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における共同研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めによるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「共同研究」とは、企業等外部の機関(以下「企業等」という。) から研究者及び研究経費等を受け入れて本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題 につき、共同して行う研究並びに企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れ、本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究をいう。
- 2 この規程において「部局等」とは、各戦略室、広報室、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、各機構、各学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。
- 3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(研究者の受入れ)

- 第3条 本学は、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、共同研究員として受け入れる ものとする。
- 2 共同研究員は、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(共同研究員の研究料)

第4条 共同研究員の研究料は、香川大学長が別に定める研究料の額とする。 なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに

所定の年額を徴収することができる。

- 2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。
- 3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の企業等共同研究 員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。
- 4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

- 第5条 本学における共同研究の場合、本学はその施設・設備を共同研究の用に供するものとする。
- 2 前項の共同研究の場合、企業等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費及び光熱水料等の直接的な経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)を負担するものとする。
- 3 企業等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる経費等(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。
- 4 前項に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。
- 5 第1項の共同研究の場合、本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、第2項に規定 する直接経費の一部を負担することができる。
- 6 本学及び企業等における共同研究の場合、第1項及び第2項に加え、企業等における研

究に要する経費等は、企業等の負担とするものとする。

7 研究経費は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。 なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収 又は期限を定めて分割徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当 該研究に使用されるものとする。

(間接経費の免除)

- 第6条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
  - (1) 共同研究の相手先が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明瞭なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合
  - (2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合 (設備等の取扱い等)
- 第7条 本学における共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。
- 2 本学及び企業等における共同研究により、研究の必要上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。
- 3 本学における共同研究及び本学及び企業等における共同研究で、本学で行う共同研究の 遂行上必要な場合には、企業等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を 受け入れることができるものとする。

(研究場所)

- 第8条 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により、本学の教員が当該企業等の施設において研究を行う場合は、研究用 務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(研究成果の公表)

- 第9条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法 については、必要な場合、学長は企業等との間で協議の上、定めるものとする。
- 2 研究の実施状況等の公表については、必要とするときは前項の規定に基づき適切に行うものとする。

(受入れの手続)

- 第10条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙第1号様式の共同研究申込書に別紙第2号様式の共同研究計画書を添付して、当該部局等の長(法人部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の規定により企業等から共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定等)

第11条 共同研究の受入れは、企業等の申込みに基づき、部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第12条 部局等の長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙第3号様式の共同研究 受入決定通知書により、学長及び社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」と いう。)並びに企業等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第13条 学長は、前条の規定により共同研究の受入決定通知を受けたときは、速やかに企業等と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究の変更)

第14条 共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究 計画を変更する必要が生じ、直接経費等に変更が生じる場合には、その変更内容に応じた 変更契約を締結するものとする。

(完了)

- 第15条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、別紙第4号様式の共同研究による研究の経過及び成果等を記載した共同研究完了報告書により、速やかに部局等の長に報告するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長及びセンター長に通知するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

- 第16条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じたときは、本学及び企業等が協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。 (共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)
- 第17条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第5条第2項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、本学は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を企業等に返還することができる。
- 2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第3項の規定により企業等から受け入れた設備を研究の完了又は中止した時点の状態で当該企業等に返還するものとする。

(特許出願)

- 第18条 学長及び企業等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう務めるものとする。
- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その迅速な処理に務めるものとする。
- 3 学長又は企業等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。
- 4 学長及び企業等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を 行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を 締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、企業等の長から特許を受ける権利等を承 継した場合は、学長が単独で出願等を行うものとする。

(知的財産権の実施)

第19条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を企業等又は企業等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとす

る。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、企業等との共有に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を企業等の指定する者に限り、共同研究完了の日から 10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。
- 3 第1項の場合において、企業等若しくは企業等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、第2項の場合において、企業等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間(学長と企業等の長が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないとき、学長は、企業等及び企業等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。
- 4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する企業等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

- 第20条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする共同研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と企業等との共有とし、この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、企業等と協議の上、適切に定めるものとする。(秘密の保持)
- 第21条 学長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

部局等の長殿

所在地

名称

代表者名 印

## 共同研究申込書

香川大学共同研究取扱規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
研究の概要				
研究の意義・特色				
研究期間				
研究実施場所				
	区分	氏名	所属・職	役割分担
研究担当者	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費の負	直接経費(消費税及で	び地方消費税を含	む。)	千円
担額	間接経費			 千円
	共同研究員			千円
	合 計			千円
提供設備等(設備名、規格、数量)				
その他参考となる事項				

## 別紙第2号様式

# 共 同 研 究 計 画 書 (共同研究に要する経費)

研究題目

平成 年度経費

積算内訳

(金額単位:千円)

区分	内 訳	数量	金額
研究謝金			
研究旅費			
国内旅費			
外国旅費			
研究費			
備品費			
消耗品費			
賃 金			
光熱水料			
その他			
間接経費			
共同研究員研究料			
合 計			

学 長 社会連携・知的財産センター長 企業等の長 殿

部局等の長即

## 共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

研究題目				
研究の概要				
研究期間				
研究実施場所				
	区分	氏名	所属・職	役割分担
研究担当者	香川大学			
	当該機関			
	直接経費			千円
研究に要する経費	間接経費			千円
	共同研究員	研究料		千円
	合 計			千円
提供設備等				
その他参考となる事項				

別紙第 4 号様式

平成 年 月 日

部局等の長殿

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

### 共同研究完了報告書

平成 年 月 日付けで、受入れの決定を承認された共同研究について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の経過及び成果
- 3 研究に要した経費

円(内訳書別紙のとおり)

4 その他参考となる事項

(趣旨)

- 第1条 香川大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この規程において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて職務として行う研究、 調査、試験、分析及び製作(以下「研究」という。)で、これに要する経費を委託者が負 担するものをいう。
- 2 この規程において「部局等」とは、各戦略室、広報室、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。
- 3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に 支障がないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

- 第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定する。
  - (2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則、本学に帰属し、これを無償で使用させ、 又は譲与することはできない。
  - (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
  - (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知する。また、受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の要求があった場合は返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が本学が受託研究を履行できないことによる場合は経費は返還する。

- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付するものとする。
- (6) 委託者は、受託研究に要する経費を、受託研究契約を締結した後、直ちに納付するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を決めて分割して徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者 等の人件費、研究室料及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消 費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額(消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。

- 2 前項の規定による間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
  - (1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を 委託することが明確なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合、又は第2 項に規定する額が措置されていない場合
  - (2) 委託者が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合 (受入れの手続)
- 第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別紙第1号様式の委託研究申込書を当該受 託研究を行う部局等の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関 する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の規定により受託研究の申込みがあったときは、当該受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定)

- 第7条 受託研究の受入れは、委託者の申込みに基づき部局等の長が決定するものとする。 (受入決定の通知)
- 第8条 部局等の長は、受託研究の受入れを決定をしたときは、別紙第2号様式の受託研究 受入決定通知書に研究経費算定内訳書を添付して、学長及び社会連携・知的財産センター 長(以下「センター長」という。)に通知するとともに、別紙第3号様式の受託研究受入 通知書により、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

- 第9条 学長は、前条による通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により委託者との間で契約を締結し、その旨をセンター長及び当該部局等の長に報告するものとする。 (研究の中止又は期間の延長)
- 第10条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、 直ちに当該部局等の長に報告するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めた場合は、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 部局等の長は、前項の中止又は期間の延長を決定したときは、別紙第4号様式の受託研究中止(期間延長)決定通知書により、その決定内容を学長及びセンター長に、通知するものとする。
- 4 部局等の長は、第2項の中止又は期間の延長を決定したときは、この旨を研究担当者及び委託者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 受託研究期間の延長を決定したときは、学長はすみやかに変更契約を締結するものとする。

(研究完了の手続等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果を部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、学長及びセンター長に、研究の完了を通知するとともに、委託者に成果の報告を行うものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究の成果を公表するときは、その成果の公表の時期及び方法について、学 長は委託者と協議するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第13条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その処理に当たっては、迅速に努めるものとする。

(知的財産権の実施)

- 第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。
- 2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が知的財産権を優先的実施の 期間中、一定期間(学長と委託者が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施し ないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託 者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原 則とする。

(実施料)

第15条 学長は、前条の規定により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したときは、 別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第16条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と委託者との共有とすることができるものとする。この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究)

第18条 医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に 定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日)

この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

部局等の長 殿

住所 名称

代表者名 印

## 委託研究申込書

香川大学受託研究取扱規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託研究を申し込みます。

記

研究題目		
研究目的		
研究内容		
研究経費	(内訳) 直接経費 間接経費	円(消費税及び地方消費税を含む。) 円 円
研究期間		
希望する研究担当者		
研究用資材、器具等の提供		
その他		

別紙第2号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

#### 受託研究受入決定通知書

下記のとおり委託研究を受け入れたので、委託研究申込書を添えて通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 研究目的
- 4 研究内容
- 5 研究に要する経費

円

(内訳)

直接経費

間接経費

経費の内訳は、別紙研究経費算定内訳書のとおり

円

- 6 研究予定期間
- 7 研究担当者
- 8 その他必要な事項

## 別紙

## 研究経費算定内訳書

研究題目

委託者の氏名

研究経費

円(消費税及び地方消費税 円を含む。)

内訳

事 項	金額	算定根拠
直接経費 研究謝金 研究費 備品費 消耗品費 資金 光熱水料 その他	円	
間接経費		
合 計		

別紙第3号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

委託者 殿

部局等の長

## 受託研究受入通知書

平成 年 月 日付けによる委託研究の申込みについては、下記のとおり受入させていただきますのでお知らせいたします。

記

1 研究題目

2 受託経費 円

3 その他

別紙第4号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

### 受託研究中止(期間延長)決定通知書

平成 年 月 日付けで受入れを決定した受託研究については、下記のとおり中止(期間延長)することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止する日又は延長する期間
- 5 中止又は延長する理由
- 6 その他

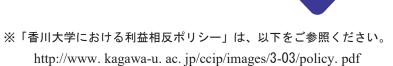
# 香川大学における利益相反について

~大学の「教育・研究」と「産学官連携」の両立に向けて~

本学では、教職員による教育研究の成果を産業界等との連携を通じて積極的に地域社会に還元することを目指しています。そのことが地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化・高度化並びに経営基盤の強化に資すると考えます。

産業界等との連携活動を積極的に進めると、教職員の「本学における職務」と「他の組織における職務」との間で利益相反状態が発生すると考えられます。そこで、産学官連携の実施で生じる利益相反の調整及び透明性の確保により、社会から信頼される活動とするための基本的方針として、以下の5つを柱とした利益相反ポリシーを定めています。

- 1. 活動の透明性
- 2. 本学の職務の優先
- 3. 学生の権利の尊重
- 4. 公共性の確保
- 5. 組織としての対応



#### 利益相反マネジメントに対する考え方

利益相反は、倫理規定や就業規則などで規定されるものではありません。必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会からみた外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態です。実際に問題が生じていなくても、疑念をもたれかねない状況がある場合、社会に対する説明責任を果たさなければなりません。

そのため、利益相反は、大学と教職員の行動を制約し、一律に回避すべきものではなく、大学及び教職員が、公正かつ効率的に業務を実行するためにマネジメントするものです。

また教職員が産学官連携を行う際に抱える利益相反リスク(社会から疑念を抱かれること)に対する不安を解消し、産学官連携を積極的に推進できる環境を整備するためにマネジメントするものです。

#### 利益相反の対象者

対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員(ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者)です。

#### 利益相反の対象行為

(1)株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式 (何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む)を本人、配偶者もしくは一親等の同居 の親族が取得する場合

- (2) 営利企業への兼業 営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合
- (3)共同研究、受託研究
- (4) 共同出願、技術移転
- ※香川大学の「利益相反マネジメント方針」は、以下をご参照ください。 http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/management. pdf

## 利益相反マネジメントの手続について

基本的な処理は以下のとおり行います。

- (a) 第1ステップ:基本的には利益相反マネジメントオフィスがチェックします。
- (b) 第2ステップ:必要に応じて利益相反審査会を開催します。
- (c) 第3ステップ: 利益相反審査会では対応が困難な問題については、利益相反委員会で論議します。

ここで、知り得た個人情報については、利益相反マネジャーを個人情報保護管理者と定め厳格な管理を行います。



#### (1)株式等を取得された場合

本人・配偶者もしくは一親等の同居の親族が、利益相反事項に該当する株式・債券等を取得された場合には、事前に報告書を人事グループ(本人が営利企業役員で、その企業の株を本人が取得する場合)または研究協力グループ(それ以外の場合)まで提出してください。

### (2) 営利企業で兼業される場合

営利企業で兼業を行おうとする者、または既に許可されている内容を変更しようとする場合は、 事前に申請書を人事グループ(営利企業役員の場合)または部局等の長(それ以外の場合)に提出 してください。

- (3)共同研究、受託研究
- (4) 共同出願、技術移転

申込時に研究協力グループ及び利益相反マネジメントオフィスにて内容を確認します。

※「香川大学利益相反に係る審査手続」は、以下をご参照ください。 http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/images/3-03/tetsuzuki.pdf

# 利益相反Q&Aについて

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについては、http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/managementqanda. pdf をご参照ください。

### その他、ご質問・相談等がございましたら、利益相反マネジメントオフィスまでご連絡ください。

### 利益相反マネジメントオフィス

内 線: 2542 (研究協力グループ)

E-Mail: riekisou@ao. kagawa-u. ac. jp

※送信時は全て半角英数としてください。







# 社会連携・知的財産センター 活動報告書

#### 香川大学キャラクター

細い線で「K」をモチーフにした動物 (人)を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚(アンテナ)」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことイメージしております。

## 香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20

TEL (087)864-2522 FAX (087)864-2549

E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

URL http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/